

教育委員会会議次第

令和8年2月25日(水)

午後1時10分～

函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第7号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

議案第8号 令和8年度函南町教職員人事異動について

議案第9号 令和8年度教育課程等編成の申請について

議案第10号 函南町0歳から18歳までの連続した教育(案)について

議案第11号 令和8年度図書特別整理期間による町立図書館の休館日について

5 報 告

報告第6号 函南町学校給食費の管理に関する規則の制定について

報告第7号 函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業補助金交付要綱の一部改正
について

6 そ の 他

(1) 後援申請について

ア 子供と家族の未来を考えるマネー講座

イ 函南町文化協会主催 第2回「函南」フラフェスタ&日舞さくらの会」

ウ 第63回静岡県母親大会in静岡

エ 第15回税に関する絵はがきコンクール

オ 沼津市立高マンドリンクラブOB会

カ 第22回マンドリン定期演奏会

(2) 令和8年度の定例教育委員会及び教育委員会所管施設訪問の日程等について

【次回委員会開催予定】

定例会 令和8年3月18日(水) 9:00～ 函南町役場 3階 教育委員会室

※同日13:10より総合教育会議を開催予定です。

教育長関係報告事項

令和8年2月25日（水）

月日	曜日	内 容
1月29日	木	・ 函南町高等学校PTA連絡協議会(19:00～)
2月2日	月	・ 田方地区教育長会 (13:30～)
2月5日	木	・ 学校保健活動優良校候補校視察 (9:00～) ・ 函南町文化財保護審議会 (13:30～)
2月6日	金	・ 静岡県町教育長会第3回役員会 (13:30～)
2月9日	月	・ 企画会議(9:00～)
2月10日	火	・ 令和8年第1回(3月)函南町議会定例会 (9:00～)
2月12日	木	・ 令和8年第1回(3月)函南町議会定例会 (9:00～)
2月13日	金	・ 静東市町教育委員会教育長会 (9:00～)
2月15日	日	・ 函南町駅伝大会 (9:15～)
2月16日	月	・ 令和8年第1回(3月)函南町議会定例会 (9:00～)
2月17日	火	・ 令和8年第1回(3月)函南町議会定例会 (9:00～)
2月18日	水	・ 課長等連絡会議 (8:35～) ・ 県立田方農業高等学校運営協議会 (9:30～) ・ 函南町スポーツ推進審議会 (13:30～)
2月19日	木	・ 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会(14:00～)
2月20日	金	・ 函南町園長会 (13:00～)
2月24日	火	・ 函南町校長会 (8:45～)
2月25日	水	・ 企画会議 (9:00～) ・ 定例教育委員会 (13:10～)

議案第7号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和8年2月25日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、認定について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第8号

令和8年度函南町教職員人事異動について

県費負担教職員の人事異動に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条第1項及び第2項の規定により、静岡県教育委員会へ内申するため、教育委員会の承認を求める。

令和8年2月25日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和8年4月の県費負担教職員の人事異動にあたり、市町教育委員会の内申が必要なため、教育委員会の承認を求めるものです。

議案第9号

令和8年度教育課程等編成の申請について

函南町立小・中学校管理規則（昭和32年函南町教育委員会規則第2号）第5条第2項の規定により、函南町立小中学校長から別紙のとおり令和8年度教育課程等編成申請があったので、教育委員会の承認を求める。

令和8年2月25日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

各小中学校長が編成した教育課程等について、函南町立小・中学校管理規則の規定により、教育委員会の承認を求めるものです。

【教育課程等編成申請書】別紙

《小学校》

- ・ 函南町立函南小学校 P 1
- ・ 函南町立丹那小学校 P 5
- ・ 函南町立桑村小学校 P 9
- ・ 函南町立東小学校 P 13
- ・ 函南町立西小学校 P 17

《中学校》

- ・ 函南町立函南中学校 P 21
- ・ 函南町立東中学校 P 25

様式第6号（第12条関係）

教育課程等編成申請書

函小第426号
令和8年2月16日

函南町教育委員会 様

函南町立函南小学校長



別紙のとおり令和8年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

令和 8 年度教育課程編成表

学校名 函南町立函南小学校

校長名 宮 崎 克 久

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学年 \ 学期	第 1 学期 (前期)	第 2 学期	第 3 学期 (後期)	授業日数計
第 1 学年	102		101	203
第 2 学年	102		101	203
第 3 学年	102		101	203
第 4 学年	102		101	203
第 5 学年	102		101	203
第 6 学年	102		101	203

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第 1 学期	4 月 8 日	10 月 9 日	4 月 8 日	
第 2 学期	月 日	月 日		
第 3 学期	10 月 13 日	3 月 19 日		3 月 19 日
修学旅行	10 月 15 日から	10 月 16 日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	11 月 5 日から	11 月 6 日まで	場所	桃沢野外活動センター
その他 主な 行事	運動会	5 月 29 日	内容	主体的に活動し、子供同士の絆を深める
	学びの集い	12 月 2 日	内容	力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ
		月 日	内容	
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	8 年 4 月 1 日(水)から 8 年 4 月 7 日(火)まで
夏季休業日	8 年 7 月 24 日(金)から 8 年 8 月 25 日(火)まで
冬季休業日	8 年 12 月 25 日(金)から 9 年 1 月 5 日(火)まで
学年末休業日	9 年 3 月 20 日(土)から 9 年 3 月 31 日(水)まで
その他校長が必要と認めた休業日	

2 教育課程表

教科領域等		学 年					
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教 科	国 語	311	318	249	248	177	177
	社 会			75	93	100	107
	算 数	141	181	180	179	178	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	112	108				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
	教科小計 A	802	852	819	850	880	879
	道 徳 B	34	35	35	35	35	35
	外国語活動 C			35	35		
	総合的な学習の時間 D			70	70	70	70
特活 I	学級活動 E	44	40	40	38	38	38
	総授業時数 A+B+C+D+E	880	927	999	1028	1023	1022
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	7	7	7	7	16	16
	クラブ活動				8	8	8
	学校行事	13	12	11	12	24	22
	小 計 F	20	19	18	27	48	46
	打 切 時 数 G	35	29	39	43	27	30
	総時数 A+B+C+D+E+F+G	935	975	1056	1098	1098	1098

函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立函南小学校

校長名 宮崎 克久

【2学期制施行のための学期変更に伴う理由】

函南小学校では、「生きる力」を育むための教育実践を継続実施し、一人一人の子どもへ「確かな学力」、「豊かな感性」、「健やかな心身」を育成することを目指して、教育課程の工夫改善を計画している。子どもの実態把握や的確な見取りに基づく授業改善、教職員の資質向上のための継続的・段階的な研修、また、コミュニティスクールを柱とする保護者や地域との連携・協働の体制づくりなどである。

これらを推進していく為に、2学期制の教育課程を編成することが適切であると考える。

1 2学期制の実施のための条件整備

(1) 保護者との面談及び教育相談の実施

- ①保護者面談の実施（7月…全保護者対象・12月…希望及び必要と認めた保護者）
 - ②長期休業までの学校生活のあらわれについて説明
 - ③教師と保護者で、有意義な長期休業の過ごし方について、課題を明確にする。
- (2) 学びを深化・発展・統合させるための総合的な学習の展開（夏季休業の有効活用）
- (3) 2学期制をよりよく機能させるバランスのとれた学校行事等の配置
- (4) 保護者、地域との協働を目指す開かれた教育課程の編成と実施（CSの推進）

2 2学期制の実施により成果が期待できること

- (1) 子供自らが課題を設定し、長いスパンで追究していくことができる。
- (2) ゆとりをもった学習時間により、基礎・基本の定着が図れる。
- (3) 単元を意識し、子供が見通しをもって学びを深めていくことができる。
- (4) 個に応じた指導と評価ができる。
 - ①通知表作成事務に替わり、子どもの学習の経過を丁寧に見取ることができる。
 - ②長期休業の過ごし方について個別に指導する余裕が生まれる。
 - ③長期休業中の学びの確認や発表に十分な時間を確保できる。
- (5) 総合的な学習の時間において、地域と一体となった活動ができる。
- (6) 読書や保健衛生の活動など、家庭と連携した活動ができる。

以上の理由から、2学期制施行のための学期変更を申請する。

様式第6号（第12条関係）

教育課程等編成申請書

函丹小第81号

令和8年2月16日

函南町教育委員会 様

函南町立丹那小学校長 土屋 清隆



別紙のとおり令和8年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

令和8年度教育課程編成表

学校名 函南町立丹那小学校

校長名 土 屋 清 隆

1. 授業日時数表

(1) 授業日数

学年 \ 学期	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	102		101	203
第2学年	102		101	203
第3学年	102		101	203
第4学年	102		101	203
第5学年	102		101	203
第6学年	102		101	203

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月8日	10月9日	4月8日	
第2学期	10月13日	3月19日		
第3学期	月 日	月 日		3月19日
修学旅行	10月1日から	10月2日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	6月17日から	6月18日まで	場所	神奈川県真鶴町・箱根の里
その他 主な 行事	玄岳遠足	5月1日	内容	全校児童と保護者、地域の方々と共に玄岳に登る
	オール丹那運動会	10月24日	内容	丹那幼稚園と合同で実施する(CS、PTA、地域住民も参加)
	ありがとうの会	2月26日	内容	全校児童から地域の方・6年生へ感謝の気持ちを伝える
			内容	

(3) 休業日

学年始休業日	8年4月1日(水)から 8年4月7日(火)まで
夏季休業日	8年7月24日(金)から 8年8月25日(火)まで
冬季休業日	8年12月25日(金)から 9年1月5日(火)まで
学年末休業日	9年3月20日(土)から 9年3月31日(水)まで
その他校長が必要と認めた休業日	10月26日(月)運動会振替

2 教育課程表

教科領域等		学 年						
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
教 科	国語	314	326	250	248	178	179	
	社会			74	90	100	105	
	算数	144	187	188	181	179	178	
	理科			90	105	105	105	
	生活	107	115					
	音楽	70	70	60	60	50	50	
	図工	70	70	60	60	50	50	
	家庭					60	55	
	体育	107	107	110	105	90	90	
	外国語					70	70	
	教科小計	A	812	875	832	849	882	882
道 徳	B	34	35	35	35	35	35	
外国語活動	C			35	35			
総合的な学習の時間	D			70	70	70	70	
特活 I	学級活動	E	44	46	35	35	36	36
総授業時数 A+B+C+D+E			890	956	1007	1024	1023	1023
特別 活動 II	児童(生徒)会活動		1	1	1	3	3	3
	クラブ活動					8	8	8
	学校行事		23	24	28	38	39	37
	小 計	F	24	25	29	49	50	48
打 切 時 数		G	62	34	18	24	24	26
総時数 A+B+C+D+E+F+G			976	1015	1054	1097	1097	1097

函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立丹那小学校

校長名 土 屋 清 隆

令和8年度の教育課程を編成するにあたり、丹那小学校で二学期制を実施する理由は下記のとおりである。

記

本校では小規模校として、一人一人に寄り添ったきめ細かい指導を大切にしている。学校教育目標「挑戦 笑顔ひろげる 丹那の子」の実現に向けて、学習や生活等の連続的活動を展開することで、授業時数を確保し、長いスパンでの探究型の学びに取り組んでいくことができるようにし、教職員や子供にゆとりを持たせることもできると考えられる。

そして、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、カリキュラムマネジメントを生かして教科等横断的な学習を推進し、誰一人取り残さない指導を進めていきたいと考えている。ICTを活用した個別最適な学びを進め、子供の学ぶ力の向上を図っていきたい。

また、学習指導要領で掲げられている「社会に開かれた教育課程」を推進するために、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携するよう、CSオール丹那会議を位置付けている。CSオール丹那会議では、丹那小の良さや課題を共有し、学校と地域、保護者が一体となって取り組む「魅力的ある学校」づくりの在り方について話し合っている。この会議を通して、地域の方と共に学び、地域を大切に思う気持ちを子供たちに育てていくことの価値を確認した。

以上のことから、丹那小学校の強みを最大限に発揮するために、一人一人に寄り添ったきめ細かい教育活動を、地域と共に創り上げていく教育を進める教育課程を編成し、二学期制を実施していく。

様式第6号（第12条関係）

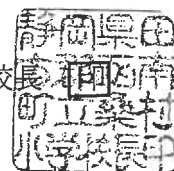
教育課程等編成申請書

函桑小 第 244 号

令和8年2月17日

函南町教育委員会 様

函南町立桑村小学校



別紙のとおり 年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則
第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

令和8年度教育課程編成表

学校名 函南町立桑村小学校

校長名 関口 直

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	102		101	203
第2学年	102		101	203
第3学年	102		101	203
第4学年	102		101	203
第5学年	102		101	203
第6学年	102		101	203

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月8日	10月9日	4月8日	
第2学期	10月13日	3月19日		
第3学期	月 日	月 日		3月19日
修学旅行	10月1日から	10月2日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	6月17日から	6月18日まで	場所	箱根の里(三島)
その他 主な 行事	原生林探検	5月1日	内容	原生林散策 縦割り班活動
	運動会	10月24日	内容	縦割り班を中心とした運動会
	持久走記録会	11月26日	内容	学年団ごとの体育公開として行う。
	6年生を送る会	2月25日	内容	6年生に感謝の意を伝え、励ます児童集会

(3) 休業日

学年始休業日	8年4月1日(水)から 8年4月7日(火)まで
夏季休業日	8年7月24日(金)から 8年8月25日(火)まで
冬季休業日	8年12月25日(金)から 9年1月5日(火)まで
学年末休業日	9年3月20日(土)から 9年3月31日(水)まで
その他校長が必要と認めた休業日	R8年10月26日(月)運動会振替休業日

2 教育課程表

教科領域等		学 年					
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教 科	国 語	316	317	253	247	177	176
	社 会			70	90	100	105
	算 数	146	177	183	177	177	176
	理 科			90	105	105	105
	生 活	112	107				
	音 楽	70	70	60	60	50	50
	図 工	70	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	104	107	108	107	91	91
	外国語					70	70
	教科小計 A	818	848	824	846	880	878
道 徳 B	34	35	35	35	35	35	
外国語活動 C			35	35			
総合的な学習の時間 D			70	70	70	70	
特活 I 学級活動 E	38	38	38	37	37	36	
総授業時数 A+B+C+D+E		890	921	1002	1023	1022	1019
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	2	2	2	2	2	2
	クラブ活動				6	6	6
	学校行事	25	27	25	39	40	41
	小 計 F	27	29	27	47	48	49
打 切 時 数 G	54	21	26	25	25	27	
総時数 A+B+C+D+E+F+G		971	971	1055	1095	1095	1095

函南町学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立桑村小学校

校長名 関口 直

本校では、令和8年度も2学期制とチーム担任制を継続し、週3回のモジュール学習を取り入れた週27コマの教育課程を編成することで、学校教育目標の具現化をめざしていきたいと考えている。2学期制とチーム担任制を継続し、モジュール学習を取り入れた理由は、以下の4点である。

(1) 2学期制により、授業時数を確保すること

3学期制では7月、12月は学期末となり成績処理等で時数の確保が難しいが、2学期制ならば長期休業に入る直前までゆったり授業をすることが可能であるという大きなメリットがある。そのゆとりが、子供と丁寧に関わる時間につながっている。

(2) チーム担任制により、児童の人間関係の固定化を緩和し、より健全な学級づくりにつながる

小規模校では、学年が単学級であるため、児童同士の関係が固定化しやすいという課題がある。この課題に対し、チーム担任制を導入し、複数の教員が学級に関わることで、児童が多様な関わり方や視点に触れる機会が増え、人間関係に新たな刺激が生まれる。また、複数の教員が児童の様子を見取ることで、関係性の変化に気づきやすくなり、適切な支援につなげやすくなる。

(3) モジュール学習を活用して、つきたい資質能力の育成を明確にする。

学校教育目標「夢に向かい 感性を育む 桑っ子」を具現化するために、日々の授業で子供たちが、自分の思いを大切に深く考える力を育成したい。そこで、45分間の授業時間を、課題に対して自分の考えを深めたり広げたりする時間にするために、モジュール学習の中では知識・技能を定着させる学習を扱っていく。小刻みに学習を区切ることで、児童のつまづきや理解度を早期に把握しやすくなり、個別支援のタイミングがとりやすくなる。それらによって授業時間を効果的に活用し、自分の思いを大切に、深く考える力が育成されたと考える。

(4) 職員のゆとりが感性を育む子の育成につながる

学校教育目標を具現化するためには、子供が感じていることや伝えたいことを見取る教師の力量や余裕が必要となる。また、子供が感じたことを表現する環境の設定も必要となる。そこで、モジュール学習を含めて週27コマの授業時数として、放課後の時間や執務時間を確保し、子供理解や教材研究を十分に行う時間を確保した。また、時間を生み出した放課後に、子供を見取る研修や職員の力量を高める研修を実施することができる。

2学期制の実施は、児童や保護者、教職員にもかなり浸透している。チーム担任制については導入2年目となるが、小規模校における児童同士の人間関係の固定化についての課題を乗り越えるためにも本校において必要な施策であると考えている。また、モジュール学習を取り入れたことで、本校の子供たちへの指導や支援も明確になったり、職員の働き方改革にもつながったりしている。これらを踏まえて学校教育目標を具現化するための教育課程を編成し、「夢に向かい 感性を育む 桑っ子」の育成につなげていきたい。

様式第6号（第12条関係）

教育課程等編成申請書

函東小第172号

令和8年 2月 10日

函南町教育委員会 様

函南町立東小学校長 萩野 秀剛



別紙のとおり令和8年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

令和 8 年度 教育課程編成表

学校名 函南町立東小学校

校長名 萩野 秀剛

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学年 \ 学期	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	102		101	203
第2学年	102		101	203
第3学年	102		101	203
第4学年	102		101	203
第5学年	102		101	203
第6学年	102		101	203

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月8日	10月9日	4月8日	
第2学期	10月13日	3月19日		
第3学期	月 日	月 日		3月19日
修学旅行	11月19日から	11月20日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	10月21日から	10月22日まで	場所	桃沢野外活動センター
その他 主な 行事	運動会	5月29日	内容	体育的行事を通じた仲間づくり
	光の子ランド	12月11日	内容	学習を生かした創意工夫ある活動発表
	ありがとう6年生の会	2月26日	内容	子供主体で6年生に感謝を伝える児童会行事
		月 日		

(3) 休業日

学年始休業日	8年4月1日(水)から	8年4月7日(火)まで
夏季休業日	8年7月24日(金)から	8年8月25日(火)まで
冬季休業日	8年12月25日(金)から	9年1月5日(火)まで
学年末休業日	9年3月20日(土)から	8年3月31日(水)まで

2 教育課程表

教科領域等		学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教 科	国語			316	325	255	251	176	178
	社会					75	95	100	105
	算数			146	178	185	183	180	178
	理科					90	105	105	105
	生活			112	115				
	音楽			73	70	60	60	50	50
	図画工作			73	70	60	60	50	50
	家庭							60	55
	体育			107	105	105	105	90	90
	外国語							70	70
	教科小計	A		827	863	830	859	881	881
	道 徳	B		34	35	35	35	35	35
	外国語活動	C				35	35		
	総合的な学習の時間	D				70	70	70	70
特活 I	学級活動	E		34	35	35	35	35	35
	総授業時数 A+B+C+D+E			895	933	1005	1034	1021	1021
特別 活動 II	児童(生徒)会活動			10	10	10	10	21	21
	クラブ活動						7	7	7
	学校行事			14	11	12	11	33	33
	小 計	F		24	21	22	28	61	61
	打 切 時 数	G		66	31	39	87	67	67
	総時数 A+B+C+D+E+F+G			985	985	1066	1149	1149	1149

函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立東小学校

校長名 萩野秀剛

令和7年度に2学期制を実施したところ、以下の成果が確認できた。
○学期の始まりに全校一斉でガイダンスを行い、目標を確認し、それに合う学校行事や学年行事などの教育活動を展開した。1学期はスポーツデー、2学期は光の子ランドとそれぞれの大きな行事に向けて、学校全体で同一歩調で指導を進めることができた。
○2学期制を取り入れることで、長いスパンで学習に取り組むことができ、児童が学びの見通しをもちやすくなり、主体的な学習態度につながった。また、学期後半に、自分の目標を振り返る機会を設けることで、成長を自覚することができた。
○2学期に分けて委員会活動や係活動を展開することで、継続して常時活動に取り組み、責任をもって活動する姿が見られた。学校をさらによくするためのイベントなど、創造的な活動も見られた。

令和8年度も、学校教育目標「しなやかでともに学ぶ子 やり抜く子」の実現をめざし2学期制を取り入れて、主体性を高める教育活動を展開していきたい。

様式第6号（第12条関係）

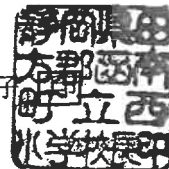
教 育 課 程 等 編 成 申 請 書

函西小 第295号

令和8年 2月 9日

函南町教育委員会 様

函南町立西小学校長 高橋 敏子



別紙のとおり令和8年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則
第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

令和 8 年度 教育課程編成表

学校名 函南町立西小学校

校長名 高橋 敏子

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学年 \ 学期	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	102		101	203
第2学年	102		101	203
第3学年	102		101	203
第4学年	102		101	203
第5学年	102		101	203
第6学年	102		101	203

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月8日	10月9日	4月8日	
第2学期	10月13日	3月19日		
第3学期	月 日	月 日		3月19日
修学旅行	10月15日から	10月16日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	11月12日から	11月13日まで	場所	桃沢野外活動センター
その他 主な 行事	運動会	5月29日	内容	学年ごと学級対抗で実施
	ひめしゃらの集い	12月4日	内容	学級単位で発表等の活動
		月 日	内容	
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	8年4月1日(水)から	8年4月7日(火)まで
夏季休業日	8年7月24日(金)から	8年8月25日(火)まで
冬季休業日	8年12月25日(金)から	9年1月5日(火)まで
学年末休業日	9年3月20日(土)から	9年3月31日(水)まで
その他校長が必要と認めた休業日		

2 教育課程表

教科領域等		学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教 科	国 語			310	318	248	245	178	178
	社 会					72	90	100	105
	算 数			140	178	178	177	178	177
	理 科					92	105	105	105
	生 活			105	108				
	音 楽			70	72	62	60	50	50
	図画工作			70	72	62	60	50	50
	家 庭							60	55
	体 育			105	108	107	105	91	90
	外 国 語							70	70
	教科小計	A		800	856	821	842	882	880
	道 徳	B		34	35	35	35	35	35
	外国語活動	C				35	35		
	総合的な学習の時間	D				70	70	70	70
特活 I	学級活動	E		34	35	35	35	35	35
	総授業時数 A+B+C+D+E			868	926	996	1017	1022	1020
特別 活動 II	児童(生徒)会活動			6	6	6	6	17	17
	クラブ活動						6	6	6
	学校行事			18	15	16	16	30	31
	小 計	F		24	21	22	28	53	54
	打 切 時 数	G		44	32	50	62	75	76
	総時数 A+B+C+D+E+F+G			936	979	1068	1107	1150	1150

函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立西小学校

校長名 高橋 敏子

令和7年度に2学期制を実施したところ、下記の利点を確認できたので、令和8年度も2学期制により教育課程を編成した。

○1学期、2学期、それぞれを2つのステージに分け、ステージごとに取り組むべき重点目標を設定して、それに合う学校行事や学年行事などの教育活動を展開した。朝会等で学校全体で目標を共有し合うことで、同じ方向性で取り組み、教育的効果を上げることができた。

○学期が長いので、学期終盤には自分の成長を振り返る機会を設けることで、成長の度合いを自覚することができた。また2学期に分けることで、学習の連続性が確保でき、基礎基本の確実な定着を図ることができた。

○7月、12月の時期に落ち着いて授業に取り組んだり、保護者面談を通して、直接、子供の成長を共有したりできた。

様式第6号（第12条関係）

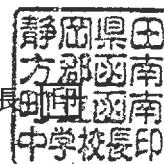
教育課程等編成申請書

函中第 42 号

令和8年2月13日

函南町教育委員会 様

函南町立函南中学校長



別紙のとおり 8年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則
第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

令和 8 年度 教育課程編成表

学校名 函南町立函南中学校

校長名 若 月 哲 也

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学年 \ 学期	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	72	81	50	203
第2学年	72	81	50	203
第3学年	72	81	50	203
第4学年				
第5学年				
第6学年				

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月8日	7月23日	4月8日	
第2学期	8月26日	12月24日		
第3学期	1月6日	3月19日		3月19日
修学旅行	5月12日から	5月14日まで	場所	京都・奈良
集団宿泊訓練	月 日から	月 日まで	場所	
その他 主な 行事	蒼龍祭文化の部	9月30日	内容	合唱、英語スピーチ、部活動の発表など
	蒼龍祭体育の部	10月23日	内容	縦割りによる色別競技など
		月 日	内容	
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	8年4月1日(水)から	8年4月7日(火)まで
夏季休業日	8年7月24日(金)から	8年8月25日(火)まで
冬季休業日	8年12月25日(金)から	9年1月5日(火)まで
学年末休業日	9年3月20日(土)から	9年3月31日(水)まで
その他校長が必要と認めた休業日		

2 教育課程表

教科領域等		学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教 科	国語			140	140	105			
	社会			105	105	140			
	数学			140	105	140			
	理科			105	140	140			
	音楽			45	35	35			
	美術			45	35	35			
	保健体育			105	105	105			
	技術・家庭			70	70	35			
	外国語			140	140	140			
	教科小計	A		895	875	875			
	道 徳	B		35	35	35			
	外国語活動	C							
	総合的な学習の時間	D		50	70	70			
特活 I	学級活動	E		37	38	37			
	総授業時数 A+B+C+D+E			1017	1018	1017			
特別 活動 II	児童(生徒)会活動			9	9	9			
	クラブ活動								
	学校行事			26	26	26			
	小 計	F		35	35	35			
	打 切 時 数	G		57	56	57			
	総時数 A+B+C+D+E+F+G			1109	1109	1109			

函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立函南中学校

校長名 若 月 哲 也

各教科等の授業時数を十分に確保し、探究的な学習や習熟度に応じたきめ細かな指導を充実させる必要がある。また、第2学期は多くの学校行事が予定されており、学習活動との両立をより確かなものとするため、開始日を前倒しし、ゆとりある時間的枠組みの中で教育活動を推進する。

様式第6号（第12条関係）

教育課程等編成申請書

函東中第 626 号

令和8年2月13日

函南町教育委員会 様

函南町立東中学校長



別紙のとおり令和8年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和 8 年度教育課程編成表

学校名 函南町立東中学校

校長名 小 松 孝 洋

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学年 \ 学期	第 1 学期 (前期)	第 2 学期	第 3 学期 (後期)	授業日数計
第 1 学年	72	81	50	203
第 2 学年	72	81	50	203
第 3 学年	72	81	50	203
第 4 学年				
第 5 学年				
第 6 学年				

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第 1 学期	4 月 8 日	7 月 23 日	4 月 8 日	
第 2 学期	8 月 26 日	12 月 24 日		
第 3 学期	1 月 6 日	3 月 19 日		3 月 19 日
修学旅行	5 月 14 日から	5 月 16 日まで	場所	京都・奈良
集団宿泊訓練	月 日から	月 日まで	場所	
その他 主な 行事	職場体験学習	5 月 14 15 日	内容	2 年生による職場での体験学習
	柏友祭合唱の部	10 月 1 日	内容	合唱コンクール
	柏友祭体育の部	10 月 15 日	内容	学年種目、全級リレー、集団演技
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	8 年 4 月 1 日(水)から 8 年 4 月 7 日(火)まで
夏季休業日	8 年 7 月 24 日(金)から 8 年 8 月 25 日(火)まで
冬季休業日	8 年 12 月 25 日(金)から 9 年 1 月 5 日(火)まで
学年末休業日	9 年 3 月 20 日(土)から 9 年 3 月 31 日(水)まで
その他校長が必要と認めた休業日	5月18日(月) 3年生修学旅行代休日

2 教育課程表

教科領域等		学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教 科	国語			141	141	106			
	社会			106	106	141			
	数学			141	106	141			
	理科			106	141	141			
	音楽			46	36	36			
	美術			46	36	36			
	保健体育			106	106	106			
	技術・家庭			71	71	36			
	外国語			141	141	141			
	教科小計	A		904	884	884			
	道 徳	B		36	36	36			
	外国語活動	C							
	総合的な学習の時間	D		51	71	71			
特活 I	学級活動	E		36	36	36			
	総授業時数 A+B+C+D+E			1027	1027	1027			
特別 活動 II	児童(生徒)会活動			7	7	7			
	クラブ活動								
	学校行事			39	42	42			
	小 計	F		46	49	49			
	打 切 時 数	G		46	46	46			
	総時数 A+B+C+D+E+F+G			1119	1122	1122			

函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立東中学校

校長名 小松孝洋

8月より授業を行うことで、授業時数を確保する為

○函南町立小・中学校管理規則（抜粋）

昭和 32 年 4 月 1 日教委規則第 2 号

函南町立小・中学校管理規則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条の規定に基づき、函南町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営に関する基本的事項について定めるものとする。

第 2 章 学年、学期及び休業日

（学年）

第 2 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）

第 3 条 学年を次の 3 学期に分ける。

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、学期及び学期の期間を別に定めることができる。

（休業日）

第 4 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日

(2) 日曜日

(3) 土曜日

(4) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 8 日までの間において、校長が定める期間

(5) 夏季休業日 7 月 15 日から 8 月 31 日までの間において、校長が定める期間

(6) 冬季休業日 12 月 15 日から翌年 1 月 10 日までの間において、校長が定める期間

(7) 学年末休業日 3 月 15 日から 3 月 31 日までの間において、校長が定める期間

(8) 前各号のほか、校長が必要と認めた休業日

2 前項第 4 号から第 8 号までの休業日を設けようとするときは、校長はその期間、事由及び実施計画書を添え、函南町教育委員会（以下「委員会」という。）へ届け出なければならない。

第 3 章 教育活動及び教材教具の取扱い等

（教育課程及び授業日時数）

第 5 条 学校の教育課程及び授業日時数は、学習指導要領及び別に定める基準により校長が編成する。

2 前項の規定により、教育課程及び授業日時数を定めたときは、校長は、速やかに委員会に届け出なければならない。届け出の後、これを変更したときも同様とする。

（授業日変更停止等）

第 6 条 校長は、学習指導要領に基づいた学校行事に伴い、授業日と休業日（ただし、国民の祝日を除く。）を相互に変更しようとする場合は、委員会に届け出て、その他の場合で授業日と休業日を相互に変更しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

2 非常変災その他急迫の事情のため臨時に授業を行なわない場合は、校長は、直ちにその旨を委員会に報告しなければならない。

（特別活動）

第 7 条 学校の行なう特別活動は、別に定める基準により計画し、あらかじめ委員会に届け出なければならない。ただし、特別の事情により基準をこえて実施しようとする場合は、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

議案第10号

函南町0歳から18歳までの連続した教育（案）について

函南町教育大綱に基づく「函南町0歳から18歳までの連続した教育」（案）を策定するため、教育委員会の承認を求める。

令和8年2月25日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

函南町0歳から18歳までの連続した教育を策定するため、教育委員会の承認を求めるものです。

<令和8年度 函南町園・校教育目標>

豊かな感性と「生きる力」をもつ子どもの育成

高校教育

高3

学びを自分の生き方・将来に生かす

高2

○あらゆる他者を価値のある存在として尊重 ○よりよい社会の創り手

高1

中・高連携期

中3

中学校教育

中2

自分の生き方・将来につながる学び

義務教育修了時の目指す子ども像

- ヒト・コト・モノとつながる子ども
- 思いや考えを表現する子ども
- 夢に向かって挑戦する子ども

中1

小・中接続期

小6

社会教育

小学校教育

小5

自分のよさ・可能性に気づく学び

- 実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能[生活する力]
- 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力[思いを表現する力]
- 学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等
[学びに向かう力]

小4

小3

架け橋期終了時の目指す子ども像

- 人とのつながりを楽しみ、主体的に関わる子ども
- 豊かな感性を持ち、自ら表現する子ども
- 学ぶことの楽しさを知り、自分なりの学び方を見つける子ども

小2

小1

架け橋期

年長

乳幼児教育

年中

自分がやってみたい遊び

年少

- 気づく、わかる、やってみる[生活する力の基礎]
- 考える、試す、工夫する[思いを表現する力の基礎]
- より良い生活を営もうとする[学びに向かう力、人間性等]

2歳~

1歳~

0歳~

生活する力
[知識及び技能]

思いを表現する力
[思考力・判断力・
表現力等]

学びに向かう力
[学びに向かう力・
人間性等]

探究的な学び

主体的・対話的で深い学び

遊びを中心とした学び

議案第11号

令和8年度図書特別整理期間による町立図書館の休館日について

令和8年度の図書特別整理期間として、函南町立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年函南町教育委員会規則第1号）第4条第1項第4号の規定により、町立図書館の休館日を定めたいので、教育委員会の承認を求める。

休館日 令和9年2月22日(月)から3月2日(火)まで

令和8年2月25日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

年1回の蔵書点検作業など行う図書特別整理期間を、町立図書館休館日に定めるため、教育委員会の承認を求めるものです。

○函南町立図書館の管理及び運営に関する規則

平成25年 2月 5日
教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成24年函南町条例第16号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、函南町立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、保存して利用に供すること。
- (2) 図書館資料の利用に関して、その相談に応ずること。
- (3) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、資料展示会等の開催及びその奨励に関すること。
- (4) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (5) 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力並びに他の図書館との図書館資料の相互貸借に関すること。
- (6) その他必要な業務に関すること。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後6時（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日にあつては、午後5時）までとする。ただし、水曜日は午前9時30分から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月4日まで。ただし、4日が月曜日の場合は5日まで）
- (3) 図書整理日（毎月第4金曜日とし、その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その前日とする。）

(4) 図書特別整理期間（毎年10日以内の範囲において教育委員会が定める期間）

(館内利用)

第5条 第2条第1号に規定する図書館資料を図書館内において利用する者（以下「館内利用者」という。）は、所定の場所において利用しなければならない。

2 館長が指定する図書館資料は、館長が指定した場所において利用しなければならない。

3 館内利用者が退館するときは、当該利用した図書館資料を所定の場所に返却しなければならない。

（遵守事項）

第6条 館内利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 図書館資料を利用する場所では、音読（所定の場所において音読をする場合を除く。）、談話、飲食その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(2) 建物敷地内では、喫煙をしないこと。

(3) その他管理上必要な事項について館長の指示に従うこと。

（館外貸出し）

第7条 館長は、図書館資料の館外貸出しを行うことができる。

2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 町内に居住する者

(2) 町内に通勤し、又は通学する者（前号に掲げる者を除く。）

3 館長は、広域的な図書館活動を行うため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、館外貸出しを行うことができる。

4 身体障害その他の理由により、来館することが困難であると認められる者に対しては、郵送等による館外貸出しを行うことができる。

5 館外貸出しを受けられる図書館資料の点数は、1人につき図書は10冊以内、雑誌は3冊以内、視聴覚資料は3点以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

6 館外貸出しの期間は、貸出日から15日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

7 図書館資料のうち、次に掲げるものは貸出しをしない。

(1) 汚損又は破損が著しいもの

(2) 破損しやすく、保存上特別な注意を必要とするもの

(3) 第5条第2項に規定する図書館資料（館長が特に認めた場合を除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、館長が貸し出すことを不相当と認めたもの

（利用者カード）

第8条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、身元を証する書類を提示して利用者カード交付申込書（様式第1号）を館長に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

2 館外貸出しを受けるときは、利用者カードを提示しなければならない。

3 利用者カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはなら

ない。

(利用者カードの取扱い)

第9条 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カード交付申込書に記載した事項に変更があったときは、速やかに利用者カード記載事項変更届(様式第2号)を館長に提出しなければならない。

2 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カードを紛失し、又は損傷したときは、利用者カード紛失・損傷届(様式第3号)を館長に提出しなければならない。

3 前項の規定による届出を受けたときは、館長は、利用者カードの再交付をすることができる。

4 利用者カードを再交付したときは、当該届け出た者から実費を徴収することができる。

(団体貸出し)

第10条 館長は、図書館資料の団体貸出しを行うことができる。

2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる団体は、次に掲げるとおりとする。

(1) 町内の教育施設その他公共施設

(2) 町内の社会教育関係団体

(3) 前2号に掲げる団体のほか、館長が適当と認める町内の団体、事業所等

3 館外貸出しを受けられる図書資料の点数は、1団体につき100冊以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 館外貸出しの期間は、貸出日から2か月以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

5 第7条第7項の規定は、団体貸出しについて準用する。

(団体利用者カード)

第11条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする団体の責任者は、身元を証する書類を提示して団体利用者カード交付申込書(様式第4号)を館長に提出し、団体利用者カードの交付を受けなければならない。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、団体利用者カードについて準用する。

(団体利用者カードの取扱い)

第12条 第9条の規定は、団体利用者カードの取扱いについて準用する。

(貸出しに係る禁止事項)

第13条 貸出しを受けた者又は団体は、貸出しを受けた図書館資料を転貸し等営利目的に利用し、又は当該図書館資料の利用に関して金品等を受けてはならない。

(館外貸出しの停止)

第14条 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者又は団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて貸出しを停止することができる。

(1) 第7条第6項及び第10条第4項に規定する貸出し期間内に図書館資料を返

納しなかったとき。

(2) 第8条第3項、第9条第2項又は前条の規定に違反したとき。

(図書館資料の複製)

第15条 図書館資料の複製(複写)を求める者は、図書館資料複製申込書(様式第5号)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の申込みのあった場合において、複製により著作権法(昭和45年法律第48号)上問題が生ずるおそれがあると認めるときその他図書館資料の複製が適当でないと認めるときは、当該申込みに応じないものとする。

3 図書館資料を複製したときは、当該申込者から実費を徴収する。

(寄贈)

第16条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。

2 図書館資料の寄贈に要する費用は、寄贈者の負担とする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 寄贈を受けた図書館資料は、図書館所蔵の図書館資料と同様に取り扱うものとする。

(図書館協議会)

第17条 条例第15条に規定する函南町立図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が未定の場合には、教育委員会がこれを招集することができる。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(職員)

第18条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月22日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年7月18日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 30 日教委規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

報告第6号

函南町学校給食費の管理に関する規則の制定について

学校給食費の公会計化に伴い、函南町学校給食費の管理に関する規則(令和8年函南町規則第8号)を別紙のとおり制定したので、教育委員会に報告する。

令和8年2月25日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

学校給食費の公会計化に伴い、学校給食の年間実施回数や学校給食費の額等を定める必要があるため、函南町学校給食費の管理に関する規則を制定したので報告するものです。



函南町規則第 8 号

函南町学校給食費の管理に関する規則をここに制定する。

令和 8 年 2 月 20 日

函南町長

久二科 喜世志

函南町学校給食費の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函南町が学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法第3条第1項に規定する学校給食をいい、函南町立幼稚園規則（昭和39年函南町教育委員会規則第1号）に規定する二葉こども園を除く幼稚園（以下「幼稚園」という。）の園児、幼稚園に勤務する職員、幼稚園の園長が必要と認めるもの並びに町立小中学校に勤務する職員及び町立小中学校の校長が必要と認めるもの（以下「教職員等」という。）に対して実施される給食を含むものとする。
- (2) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費をいい、教職員等に対して実施される給食に要する費用を含むものとする。
- (3) 児童等 町立学校に在学する小学校児童及び中学校生徒並びに幼稚園の園児
- (4) 保護者 親権者又は後見人その他の者で児童等を現に監督保護する者
- (5) 教職員等 町立学校、幼稚園に勤務する教員、教諭、職員及び給食調理業務委託事業者（以下「委託業者」という。）の従業員で、児童等と同様に学校給食の提供を受ける者
- (6) 臨時喫食者 児童等及び教職員等以外の者であつて、臨時に学校給食の提供を受ける者

(学校給食の申込み)

- 第3条 学校給食の提供を受けようとする児童等の保護者は、学校給食申込書（児童等用）（様式第1号）を町長に提出しなければならない。
- 2 学校給食の提供を受けようとする教職員等は、学校給食申込書（教職員等用）（様式第2号）を町長に提出しなければならない。
 - 3 前2項の規定による学校給食の申込みは、児童等及び教職員等が町立学校及び

幼稚園に通学し、又は勤務している限り継続するものとする。

- 4 学校給食の提供を受けようとする臨時喫食者は、学校給食申込書（臨時喫食者用）（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（学校給食の停止又は再開）

第4条 前条の規定による申込みを行った児童等の保護者は、児童が事故、傷病その他の事由により学校給食を停止し、又は再開するときは、学校給食（停止・再開）届（児童等用）（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前条の規定による申込みを行った教職員等は、事故、傷病その他の事由により学校給食を停止し、又は再開するときは、学校給食（停止・再開）届（教職員等用）（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（学校給食の年間実施回数）

第5条 学校給食の年間実施回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数を基準とする。

- (1) 幼稚園 157回
- (2) 小学校 183回
- (3) 中学校 183回

- 2 年間給食回数は、幼稚園長及び学校長が行事その他の特別な理由により、必要と認める場合は、これを減じることができる。

（学校給食費の額）

第6条 学校給食費の額（以下「年額」という。）は、学校給食1食当たりの単価（以下「基準額」という。）に学校給食の回数を乗じて得た額とする。

- 2 基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 幼稚園児 253円
- (2) 小学校児童 295円
- (3) 中学校生徒 355円
- (4) 教職員等 355円
- (5) 臨時喫食者 355円（ただし、児童等の交流による場合はこの限りではない）

- 3 年度途中に町内幼稚園及び小中学校間で転校した場合の学校給食費の年額は、学校別に算定した学校給食費の年額の合計額とする。

（学校給食費の徴収月額及び徴収方法）

第7条 児童等及び教職員等の学校給食費の徴収は、月を単位として行うものとし、その月額（以下「徴収月額」という。）は次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、3月の徴収月額は、年額からそれまでの徴収済額を差し引いた額とする。

- (1) 幼稚園児 3,600円
- (2) 小学校児童 4,900円
- (3) 中学校生徒 5,900円

(4) 教職員等 5,900円（幼稚園に勤務する教職員等は5,000円）

2 児童等及び教職員等の学校給食費は、口座振替又はクレジットカード決済の方法により納入するものとする。ただし、これにより難いと認められるときは、納付書納付その他町長が別に定める方法によることができるものとする。

（納入期限）

第8条 児童等及び教職員等の学校給食費は、次の表の納入期限（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）とする。

期別	納入期限	期別	納入期限
第1期	5月27日	第7期	11月27日
第2期	6月27日	第8期	12月27日
第3期	7月27日	第9期	1月27日
第4期	8月27日	第10期	2月27日
第5期	9月27日	第11期	3月27日
第6期	10月27日		

2 臨時喫食者の学校給食費は、基準額に学校給食の提供を受けた回数に乗じて得た額とし、給食の提供を受けた日の属する月の翌月の27日（この日が日曜日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）までに納付書により納付するものとする。

（学校給食費の徴収額の通知）

第9条 町長は、各月の徴収月額を、年度ごとに学校給食費等納付額決定通知書（様式第6号）により学校給食費の提供を受ける児童等の保護者又は教職員等に通知するものとする。

2 町長は、年度の途中において、前項の通知書により通知した徴収月額が変更となったときは、学校給食費等納付額変更通知書（様式第7号）により学校給食費の提供を受ける児童等の保護者又は教職員等に通知するものとする。

（学校給食費の減額）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、申込者から徴収する学校給食費を減額できる。

(1) 児童等及び教職員等が年度の途中において転入し、又は転出したとき。

(2) 第4条の規定により学校給食（停止・再開）届を町長に提出した日以後3日（日曜日等を除く。）を経過した日から起算して5日（学校給食を実施する日に限る。）以上連続して学校給食の提供を受けないとき。

(3) 児童等が函南町立小・中学校管理規則（昭和32年函南町教育委員会規則第2号）第11条第2項に規定する出席停止を命じられた日以後3日（日曜日等を除く。）を経過した日から起算して5日（学校給食を実施する日に限る。）以上

連続して学校給食の提供を受けないとき。

(4) 児童等がアレルギー等により学校給食の全部又は一部の提供を受けることができないとき。

(5) その他町長が特別な理由があると認めたとき。

2 感染症等による学級、学年、学校閉鎖等で緊急に学校給食が中止になったときは、学校給食費の減額は行わない。

(過誤納金の還付又は充当)

第11条 町長は、学校給食費に係る過誤納金があるときは、速やかにこれを還付するものとする。

2 町長は、前項の規定により過誤納金の還付をする場合において、当該還付を受けるべき児童等の保護者に未納の学校給食費があるときは、前項の規定にかかわらず、当該還付をすべき学校給食費を当該未納の学校給食費に充当することができる。

(学校給食費の督促)

第12条 町長は、学校給食費を納入期限までに納入しない者があるときは、その者に対し、期限を指定して督促しなければならない。

(児童手当からの徴収)

第13条 学校給食の提供を受ける児童等の保護者が、児童手当法（昭和46年法律第73号）第21条に基づき児童手当を学校給食費の支払いに充てる旨を申し出たときは、当該児童手当の額の全部又は一部を支払いに充てることができる。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、学校給食費の徴収に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の規定による学校給食費に関する必要な手続きその他の行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

年 月 日

函南町長 氏 名 様

保護者 住 所
氏 名

（署名又は記名押印）

電話番号

学校給食申込書（児童等用）

次の注意事項及び承諾事項を確認の上、函南町学校給食費の管理に関する規則第3条の規定により提出します。

学校名 (園名)	函南町立	学年・組	
ふりがな		生年月日	年 月 日
氏 名			
どちらかにチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 学校給食の全ての提供を希望します。 <input type="checkbox"/> 食物アレルギーその他の理由により、学校給食の提供の全部又は一部の停止を希望します。		

【注意事項】

- この申込みは、児童・生徒が、函南町立幼稚園、小学校及び中学校に在園、在学している限り継続します。
- 学校給食費の滞納が続き、支払の意思が見られないときは、法的措置を講じることがあります。
- 食物アレルギーその他の理由により、学校給食の提供の全部又は一部の停止を希望する場合は、必ず学校と事前に協議し、学校給食（停止・再開）届（児童等用）（様式第4号）を提出してください。

【承諾事項】

- この申込書をもって、学校給食の実施のために必要な範囲で、函南町、函南町教育委員会及び学校が保有する個人情報（学齢簿情報、校務支援情報、就学援助情報、特別支援就学奨励費情報、生活保護情報、児童手当に係る情報）について調査し、使用することを承諾します。
- この申込書をもって、学校給食の実施のために必要な範囲で、函南町が私及び同一生計世帯員の個人情報について学校に照会することを承諾します。また、学校給食費を滞納した場合、滞納額や滞納理由、世帯状況等を把握するために、函南町、函南町教育委員会及び学校が、互いに保有する情報を共有することを承諾します。

年 月 日

函南町長 氏 名 様

届出者 住 所
氏 名

（署名又は記名押印）

電話番号

学校給食申込書（教職員等用）

次の注意事項を確認の上、函南町学校給食費の管理に関する規則第3条の規定により提出します。

勤務先等	
どちらかにチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 学校給食の提供を希望します。 <input type="checkbox"/> 食物アレルギーその他の理由により、学校給食の提供の全部の停止を希望します。
区 分	<input type="checkbox"/> 県費職員（常勤 / 非常勤） <input type="checkbox"/> 町費職員（職種） <input type="checkbox"/> 委託業者 <input type="checkbox"/> その他（）
備 考 ※複数校勤務の場合、すべての勤務先を記載	

【注意事項】

- ・ この申込みは、町立幼稚園、小学校及び中学校に勤務している限り継続します。
- ・ 学校給食費の滞納が続き、支払の意思が見られないときは、法的措置を講じることがあります。
- ・ 学校給食の提供の停止を希望する場合は、学校給食（停止・再開）届（教職員等用）（様式第5号）を提出してください。

函南町長 氏 名 様

届出者 住 所
 団体名
 (代表者) 氏名
 (署名又は記名押印)
 電話番号

学校給食申込書（臨時喫食者用）

次の注意事項を確認の上、函南町学校給食費の管理に関する規則第3条の規定により提出します。

個人用

喫食日・期間	年 月 日 (から 年 月 日まで)
喫食場所 (学校名・クラス等)	
喫食理由	

団体用

喫食日	年 月 日
喫食人数（食数）	人（食数 ）
喫食場所 (学校名・クラス等)	
喫食理由	
駐車台数	駐車台数 台
質 問 等	

【注意事項】

- ・ 喫食する学校に提出してください。
- ・ 学校給食費の滞納が続き、支払の意思が見られないときは、法的措置を講じることがあります。
- ・ 学校給食費の請求は、喫食する食数分まとめて申込者宛てに納付書を交付することにより行います。

年 月 日

函南町長 氏 名 様

保護者 住 所
氏 名

（署名又は記名押印）

電話番号

学校給食（停止・再開）届（児童等用）

次の注意事項を確認の上、函南町学校給食費の管理に関する規則第4条の規定により提出します。

学校名 (園名)	函南町立	学年・組	
ふりがな		生年月日	年 月 日
氏 名			
区分及び停止 又は再開する日	<input type="checkbox"/> 停止 <input type="checkbox"/> 再開		年 月 日から
停止又は再開する 学校給食の区分	<input type="checkbox"/> 全ての学校給食 <input type="checkbox"/> 牛乳（学校給食のうち、牛乳のみ停止する。） <input type="checkbox"/> 牛乳以外の学校給食（学校給食のうち、牛乳のみ提供を受ける。）		
理 由	<input type="checkbox"/> 転居（町内での異動） <input type="checkbox"/> 転出（町外への異動） <input type="checkbox"/> 町立幼稚園、町立小、中学校以外への転園、転校 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー <input type="checkbox"/> 病気、事故、その他（具体的に理由を記入してください。） <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>		

【注意事項】

- ・ この届は、停止又は再開を希望する日の前日（土日祝日等の場合はその前の平日）から起算し、土日祝日等を除いて3日前までに園、学校に提出してください。
- ・ 食物アレルギーにより停止又は再開する場合は、「学校生活管理指導表の写し」を添付してください。
- ・ 食材発注の都合上、この届を提出後、停止されるまでの学校給食を受けない期間も学校給食費を徴収します。
- ・ この届は、年度が替わったら、再度提出してください。

年 月 日

函南町長 氏 名 様

届出者 住 所
氏 名

（署名又は記名押印）

電話番号

学校給食（停止・再開）届（教職員等用）

次の注意事項を確認の上、函南町学校給食費の管理に関する規則第4条の規定により提出します。

勤 務 先	
区分及び停止 又は再開する日	<input type="checkbox"/> 停止 <input type="checkbox"/> 再開 年 月 日から
理 由	<input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 町立幼稚園、町立小、中学校以外への異動 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー <input type="checkbox"/> 病気、事故、その他（具体的に理由を記入してください。） ()

【注意事項】

- ・ この届は、停止又は再開を希望する日の前日（土日祝日等の場合はその前の平日）から起算し、土日祝日等を除いて3日前までに園、学校に提出してください。
- ・ 教職員等の学校給食を停止する場合、全ての学校給食を停止します。（一部（牛乳）停止は行いません。）
- ・ 食材発注の都合上、この届を提出後、停止されるまでの学校給食を受けない期間も学校給食費を徴収します。
- ・ この届は、年度が替わったら、再度提出してください。

年 月 日

様

函南町長 氏名 印

学校給食費等納付額決定通知書

年度の学校給食費等について、次のとおり決定しましたので、函南町学校給食費の管理に関する規則第9条第1項の規定により通知します。

年度		納付方法		問合せ番号	
納入義務者					
対象者氏名					
学校名(園名)					

納付額

期別	納期限 (口座振替日)	学校給食費		納付額
第1期	年 月 日	円		円
第2期	年 月 日	円		円
第3期	年 月 日	円		円
第4期	年 月 日	円		円
第5期	年 月 日	円		円
第6期	年 月 日	円		円
第7期	年 月 日	円		円
第8期	年 月 日	円		円
第9期	年 月 日	円		円
第10期	年 月 日	円		円
第11期	年 月 日	円		円
合 計		円		円

年 月 日

様

函南町長 氏名 印

学校給食費等納付額変更通知書

年度の学校給食費等について、次のとおり変更しましたので、函南町学校給食費の管理に関する規則第9条第2項の規定により通知します。

年度		納付方法		問合せ番号	
納入義務者					
対象者氏名					
学校名(園名)					

納付額

期別	納期限 (口座振替日)	変更前内訳		変更前 納付額	変更後内訳		変更後 納付額
		学校 給食費			学校 給食費		
第1期	年 月 日	円		円	円		円
第2期	年 月 日	円		円	円		円
第3期	年 月 日	円		円	円		円
第4期	年 月 日	円		円	円		円
第5期	年 月 日	円		円	円		円
第6期	年 月 日	円		円	円		円
第7期	年 月 日	円		円	円		円
第8期	年 月 日	円		円	円		円
第9期	年 月 日	円		円	円		円
第10期	年 月 日	円		円	円		円
第11期	年 月 日	円		円	円		円
合 計		円		円	円		円

報告第7号

函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業補助金交付要綱の一部改正
について

函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業補助金交付要綱（令和4年函学第203号）の一部を別紙のとおり改正したので、教育委員会に報告する。

令和8年2月25日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

給食食材費の価格高騰に対して、本要綱にて補填を行っているが、1月からの急激な精白米の価格高騰に対応するため、補助率の変更など所要の改正を行ったので、報告するものです。



函学第94号
令和8年2月19日

町内小中学校・園長 様

函南町長 仁科 喜世志
(公印省略)

函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業補助金交付要綱の一部改正について(通知)

令和4年11月24日付け函学第203号により通知した函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業補助金交付要綱の一部を別紙のとおり改正したので、通知します。

担 当 教育委員会学校教育課
電話番号 979-8121

函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業補助金交付要綱の一部改正

函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業補助金交付要綱（令和4年11月24日付け函学第203号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1 趣旨</p> <p>この要綱は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条の規定により実施される学校給食の食材を購入する学校及び幼稚園に対して、新型コロナウイルス感染症等による物価高騰下においても、これまでどおり児童生徒及び園児に対して安定した給食の提供を実施するため、学校又は幼稚園の給食費を管理する者に函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p>第3 （略）</p> <p>(2) 補助率（額）</p> <p>学校及び幼稚園の給食食材費1食あたり<u>5パーセント</u>とし、これに食数に乗じて得た額</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>この要綱は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条の規定により実施される学校給食の食材を購入する学校及び幼稚園に対して、新型コロナウイルス感染症等による物価高騰下においても、これまでどおり児童生徒及び園児に対して安定した給食の提供を実施するため、学校又は幼稚園の給食費を管理する者に、<u>予算の範囲内において</u>、函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。</p> <p>第3 （略）</p> <p>(2) 補助率（額）</p> <p>学校及び幼稚園の給食食材費1食あたり<u>10パーセント以内</u>とし、これに食数に乗じて得た額</p>

附 則

この改正は、令和7年度分の補助金から適用する。

函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業補助金交付要綱

令和4年11月24日

函学第203号

第1 趣旨

この要綱は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条の規定により実施される学校給食の食材を購入する学校及び幼稚園に対して、新型コロナウイルス感染症等による物価高騰下においても、これまでどおり児童生徒及び園児に対して安定した給食の提供を実施するため、学校又は幼稚園の給食費を管理する者に、予算の範囲内において、函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、「学校及び幼稚園」とは、函南町立学校設置条例（昭和39年函南町条例第13号）に規定する町立の小学校、中学校及び幼稚園（二葉こども園を除く。）をいう。

第3 補助の対象及び補助率

(1) 補助の対象

学校及び幼稚園の給食の提供に係る食材購入に要する経費

(2) 補助率（額）

学校及び幼稚園の給食食材費1食あたり10パーセント以内とし、これに食数を乗じて得た額

第4 交付の申請

(1) 提出書類 1部

規則第3条に定める申請書

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

イ 補助対象経費の20パーセントを超える変更をしようとする場合

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれからの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 1部

事業計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第1号）

第7 実績報告

(1) 提出書類 1部

規則第11条に定める実績報告書

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

規則第13条に定める請求書

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日まで

第9 概算払いの請求手続

提出書類 1部

規則第13条に定める概算払請求書

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。ただし、第3の規定は令和4年12月1日から施行する。

(参考)

附 則（令和8年2月19日函学第94号）

この改正は、令和7年度分の補助金から適用する。

年 月 日

函南町長 様

所在地
(申請者) 名 称
代表者 氏 名 印

函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業計画変更（中止、廃止）
承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた函南町立学
校・幼稚園給食食材費補填事業の計画を次のとおり変更（中止、廃止）したいので、
承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の理由

- 2 変更の内容

- 3 添付書類
変更事業計画書（別紙1）

別紙 1

変更事業計画書

1 補助対象事業の名称

2 補助対象事業の内訳

事業の内容 (又は積算根拠)	事業費	事業費の内訳 (千円)		
		町費補助金		
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()

(注1) 上段 () に変更前の事業計画書の金額を記入すること。

R8.1～3月 精白米値上がりによる給食費必要額（＝不足）見込み額（全体）

	学校 幼稚園名	1～3月 米飯給食1食当たり 値上がり額＝不足額(円)	食数	1～3月 米飯予定回数	1～3月 各学校、園の 不足見込み額	小中幼 各合計
小学校	函南小	21	492	34	351,288	1,328,292
	丹那小	21	62	34	44,268	
	桑村小	21	93	32	62,496	
	東小	21	724	35	532,140	
	西小	21	460	35	338,100	
中学校	函南中	27	470	30	380,700	762,480
	東中	27	505	28	381,780	
幼稚園	春光	15	52	24	18,720	102,960
	丹那	15	24	26	9,360	
	間宮	15	44	26	17,160	
	みのり	15	26	28	10,920	
	自由ヶ丘	15	104	30	46,800	
合計						2,193,732

※参考：精白米の価格推移

年度	精白米10kg単価(円)		税込み(円)	精白米値上がり倍率	1人1食当たりの価格推移(円)			年度	
					小	中	幼		
R5	令和5年4～12月	2,720	2,938	1.07	2.9	19.1	25.0	14.7	R5
	令和6年1～3月	2,907	3,140			20.4	26.7	15.7	
R6	令和6年4～12月	3,043	3,286	1.05	2.9	21.4	27.9	16.4	R6
	令和7年1～3月	4,785	5,168	1.57		33.6	43.9	25.8	
R7	令和7年4～12月	5,089	5,496	1.06	2.9	35.7	46.7	27.5	R7
	令和8年1～3月	7,960	8,597	1.56		55.9	73.1	43.0	

R7交付金5%
小15円/食
中18円/食
幼13円/食

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和8年2月定例教育委員会分)

令和8年2月25日開催

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	子供と家族の未来を考えるマネー講座	子供と家族の未来を考える会 静岡県支部長 渡邊 朋	令和8年7月25日(土)、26日(日)、29日(水)、31日(金)、8月1日(土)、2日(日) オンライン (Zoom)	無料	無	-
2	函南町文化協会主催 第2回「函南」 フラフェスタ&日舞さくらの会」	函南町文化協会 会長 佐藤 泰博	令和8年5月24日(日) 函南町文化センター 多目的ホール	無料	有	有
3	第63回静岡県母親大会in静岡	第63回静岡県母親大会実行委員会 実行委員長 粕谷 たか子	令和8年7月12日(日) 静岡県コンベンションアーツセンター グランシップ	有料	有	有
4	第15回税に関する絵はがきコンクール	一般社団法人三島田方法人会女性部会 代表 村上 てる子	令和8年7月1日(水)～9月30日(水) 三島田方法人会事務局ほか	無料	有	有
5	沼津市立高マンドリンクラブOB会	沼津市立高マンドリンクラブOB会 代表 齋藤 三佐江	令和8年6月7日(日) 沼津市民文化センター 小ホール	無料	有	有
6	第22回マンドリン定期演奏会	三島マンドリーノドルチェ 代表 西 啓行	令和8年10月12日(月) 三島市民文化会館 ゆうゆうホール	無料	有	有
7	以下余白					
8						
9						
10						

(第1号様式)

8年 1月 20日

函南町教育委員会

住 所 東京都世田谷区

申請者

氏 名 渡邊 朋

(連絡先)

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	子供と家族の未来を考えるマネー講座		
期 日	2026年 7月 25日(土) 10:00～11:30 2026年 7月 26日(日) 10:00～11:30 2026年 7月 29日(水) 10:00～11:30 2026年 7月 31日(金) 10:00～11:30 2026年 8月 1日(土) 10:00～11:30 2026年 8月 2日(日) 10:00～11:30		
会 場	オンライン(Zoom)コロナウイルス等感染症対策のため		
主催者	団体名	子供と家族の未来を考える会	
	代表者	静岡県支部長 渡邊 朋	
	住 所	東京都世田谷区	
共催又は	無	共 催	
後援団体	(有りの場合はその名称)	後 援	



<p>事業の対象</p> <p>と</p> <p>目的</p>	<p>お金の知識を持っていただくことにより、経済的理由からの自殺者約 6,000 人(1 日 16 人)を少しでも減らしたい！そのために…私たちは、この講座を通じて、全国各地域のみなさまに正しい金融知識を提供させていただいて来ております。</p> <p>2017年より教育県、長野県より活動が始まり、</p> <p>2018年「子供と家族の未来を考える会」設立。</p> <p>2019年度より全国47都道府県にて、</p> <p>子供と家族の未来を考える会認定講師が、</p> <p>「子どもと家族の未来を考えるマネー講座」を</p> <p>全国展開させていただいております。</p> <p>また、子供と家族の未来を考える会公式サイトより、最新の教育情報、金融情報、住宅ローン情報、助成金、医療情報、お小遣いの上げ方豆知識等の発信など、様々な無料サービスをご提供させて頂いております。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>貯蓄、財務管理、クレジットカード利用の責任、金融関連の商品や概念に関する知識などの基本的な金銭管理能力の向上教育は、社会生活を営んでいく上で、とても大切な教育だと考えます。</p> <p>資金需要に備えた長期的な計画能力の重要性を学んでいただきたいと考えています。現在の日本における金融リテラシー教育はアジアで最下位だと言われています。これからの未来を担うお子様と一緒に、先進国としてアジアを牽引するための金融教育の基礎を楽しく学んでいただくことを目的として本講座を開催させていただきます。</p>		
<p>申請理由</p>			
<p>入場料</p>	<p>無</p>		<p>円</p>

※ 開催の事業資料を添付してください。

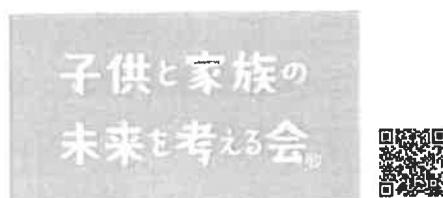
※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

函南町教育委員会様

ご後援のお願い

子供と家族の未来を考えるマネー講座

後援：一般社団法人投資診断協会



子供と家族の未来を考える会®静岡県支部

Copyright © 2020 NSBAA.gla. All Rights Reserved.

後援のお願い

はじめまして。

わたくし、長野県に本部を置かせていただいております、子供と家族の未来を考える会®の渡邊 朋と申します。

2017年、長野県より活動が始まり、現在までに全国20都道府県にて子育て世帯のみなさまに金融リテラシーの提供をさせていただいて参りました。

この度、函南町にて同様な講座を開催させていただくために、会の説明と、講座のご案内と後援のお願いをさせていただくこととなりました。資料のご確認をお願い致します。

子供と家族の未来を考える会®
静岡県支部支部長 渡邊 朋

Copyright © 2020 NSBAA.gla. All Rights Reserved.

2

正しい奨学金の活用法

現在、大学に進学されている学生の約半数が奨学金を利用されております。

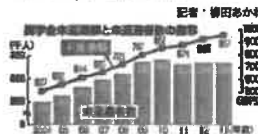
この奨学金制度は、将来のお子様の教育資金の確保には、とても重要な制度となっております。

子供と家族の未来を考える会。は、正しい奨学金制度との関わり方、失敗しない貯蓄法、住宅ローンや保険等を含む、家計の無駄の削減に向けて、全国で中立公平な立ち位置から、正しい金融情報の提供をさせていただきます。

3

全ては「お金の知識不足」からの始まる

奨学金返せず自己破産、小倉北区の40歳フリーター 月収14万円「283万円払えない」 2019年11月09日 03:00



高校、大学時代に借りた奨学金を返還できないとして、北九州市小倉北区のフリーターの男性(40)が福岡地裁小倉支部で自己破産の手続き開始決定を受けたことが分かった。男性には返還金を合せて約283万円の返還義務があるが、「奨学金のために消費者金融などで借金しても返せない。そもそも多額の金を貸してくれない」と苦悶。業者は、非正規雇用などで苦者の貧困が拡大すれば、今回のように奨学金返還のみでの自己破産申請が増える可能性を指摘している。

男性は父親が事業に失敗した影響で、1990年の高校入学時から大学卒業まで日本学生支援機構から無利子の奨学金を借りた。高校時は毎月1万1千円、大学時は月4万1千円で、当初の返還期間は93年12月から2012年9月。多いとでで年約16万円を返還する計画だった。

その大学の授業料が今、私立で平均86万円、国立で53万円と上がり続けている一方で…。



世帯年収が減り続け、親からの仕送り額は過去最低となっています。そのため、2人に1人が奨学金に頼らざるをえなくなっているのです。

奨学金の延滞者 約33万人

延滞額合計 約876億円

出典：日本学生支援機構 2019

▶奨学金を返済できず自己破産 約1万件

インフレ、低金利、経済成長の鈍化、少子化が「教育資金の急激なインフレ」に及ぼす影響。

奨学金制度利用者「2人に1人」

新たな大きな社会問題が起きている

奨学金制度が悪いわけではありません。
奨学金制度とは勉学に励みたい若者を支援する制度です。

学生支援の制度を正しく理解して活用いただきたい

世帯年収が減り続け、親からの仕送り額は過去最低となっています。そのため、2人に1人が奨学金に頼らざるをえなくなっているのです。



本来、奨学金は社会人になってから返済するものですが、今、ご覧のように、返済しきれない人が急増。自己破産に追い込まれるケースも、1万件に上っています。

(仮名)じゅん子さんの場合

借入先	日本学生支援機構
借入総額	952万円
総償権額	約1,130万円
今年7月に自己破産	



学生支援の制度を正しく理解して活用いただきたい



本人の自己破産から、家族（保証人）の破産そして、自殺者も…

これらの状況を軽減するために金融基礎知識を！

学生支援の制度を正しく理解して活用いただきたい

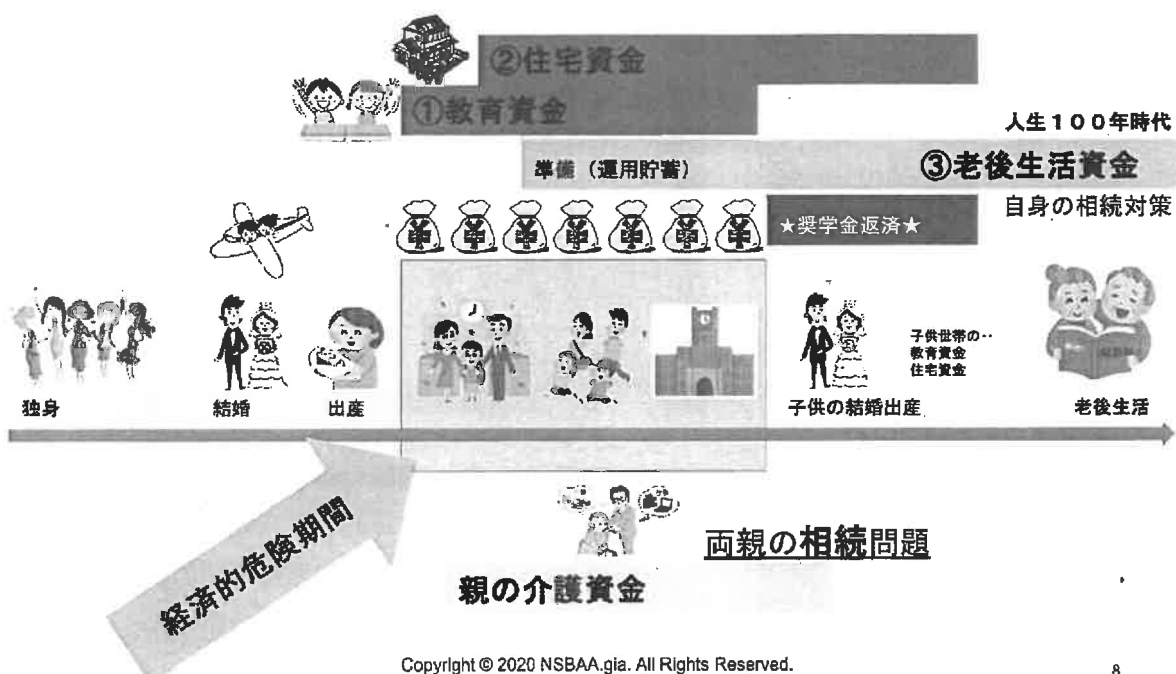
「大学進学は、子どもが生まれて18年も先だから」
…と計画なしに、
毎日の仕事、地域行事、生活等で忙しく過ごしていると、
「もう、うちの子も高校生。3年後は大学！」と
慌ててしまうのが一番の問題なのです。

私たち子供と家族の未来を考える会®は、
具体的なマネープランより先に、
ライフプランを作ることを推奨しております。
この人生の計画の立てる必要性に気づいていただくことが、
この大きな社会問題の軽減と解決への第一歩だと信じております。

Copyright © 2020 NSBAA.gia. All Rights Reserved.

7

三大資金

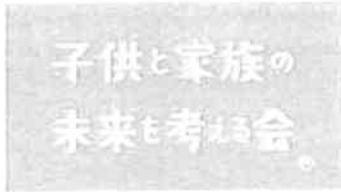


Copyright © 2020 NSBAA.gia. All Rights Reserved.

8

正しいお金の知識を持っていただきたい・・

「金融リテラシーの提供は社会貢献である」



本部
代表:宮本新治
静岡県支部
担当:渡邊 朋

一般社団法人
全国中小企業アシスト協会
子供と家族の未来を考える会 運営事務局
一般社団法人全国中小企業アシスト協会
長野県長野市東和田842
TEL026-259-8345 FAX026-217-6307

お金の知識を持っていただくことにより、
経済的理由からの自殺者約6,000人（1日16人）を
少しでも減らしたい！
そのために・・私たちは、この講座を通じて、
全国各地域のみなさまに正しい金融知識を提供させて
いただいて来ております。
2017年より教育県、長野県より活動が始まり、
2018年「子供と家族の未来を考える会」設立。
2019年度より全国47都道府県にて、
子供と家族の未来を考える会認定講師が、
「子どもと家族の未来を考えるマネー講座」を
全国展開させていただいております。
また、子供と家族の未来を考える会公式サイトより、
最新の教育情報、金融情報、住宅ローン情報、助成金、
医療情報、お小遣いの上げ方豆知識等の発信など、
様々な無料サービスをご提供させて頂いております。

Copyright © 2020 NSBAA.gia. All Rights Reserved.

「子供と家族の未来を考える会」は全国にて、子育て世帯に向けて、
金融リテラシーの提供活動をさせて頂いております。

安心の証 明

全国でのマネー講座開催時・教育委員会後援実績
2017年からの後援実績

【長野県】

長野県
長野県教育委員会
長野市教育委員会
須坂市教育委員会
高山市教育委員会
小布施町教育委員
会
中野市教育委員会
飯綱町教育委員会
飯山市教育委員会
上田市教育委員会
坂城町教育委員会
東御市教育委員会
千曲市教育委員会
松本市教育委員会
塩尻市教育委員会
安曇野市教育委員
会
岡谷市教育委員会

諏訪市教育委員会、
茅野市教育委員会、
他・麻績村、生板村、
山形村、朝日村、
白馬村、小谷村、原村
下諏訪町、富士見町、
町村教育委員会、
飯田市、駒ヶ根市、
辰野町、箕輪町、
伊那市、飯島町、
南箕輪村、中川村、
宮田村、高森町、
阿南町、下條村、
天龍村、売木村、
南木曾町、
大鹿村、喬木村、
大桑村、木祖村、
上松町、木曾町、
王滝村教育委員会

【他都道府県】

北海道札幌市
札幌市教育委員会
宮城県
宮城県教育委員会
仙台市
仙台市教育委員会
気仙沼市教育委員会
栗原市教育委員会
加美町教育委員会
名取市教育委員会
岩沼市教育委員会
白石市教育委員会
角田市教育委員会
亶理町教育委員会
大河原町教育委員会
多賀市教育委員会
富谷市教育委員会
大和町教育委員会
石巻市教育委員会
塩竈市教育委員会
登米市教育委員会
東松島市教育委員会
利府町教育委員会
大崎市教育委員会

埼玉県
埼玉県教育委員会
さいたま市教育委員会
東京都
八王子市教育委員会
西東京市教育委員会
三鷹市教育委員会
武蔵野市教育委員会
新潟県
新潟市
新潟市教育委員会
見附市教育委員会
長岡市教育委員会
長岡市
三条市教育委員会
燕市教育委員会
加茂市
上越市
上越市教育委員会
妙高市
妙高市教育委員会
小千谷市教育委員会
柏崎市
柏崎市教育委員会
五泉市

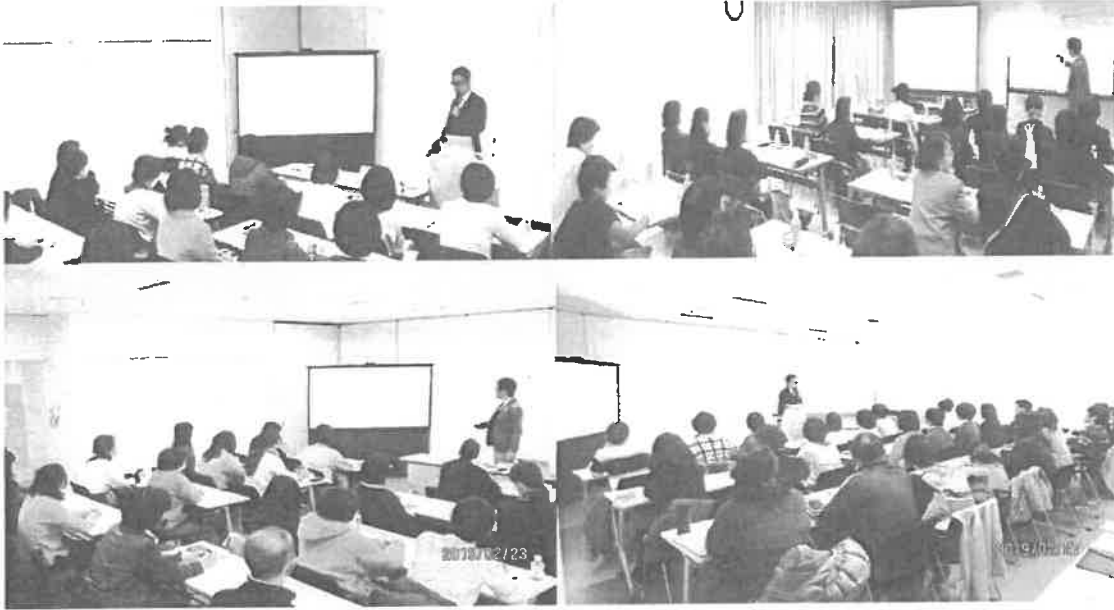
阿賀野市教育委員会
十日町市教育委員会
新発田市教育委員会
魚沼市教育委員会
南魚沼市
南魚沼市教育委員会
石川県教育委員会
金沢市教育委員会
岐阜県教育委員会
大坂府教育委員会
広島県教育委員会
広島市教育委員会
愛媛県
松山市教育委員会
東温市教育委員会
越前町教育委員会
伊予市教育委員会
松前町教育委員会
福山市教育委員会
熊本県
熊本市教育委員会
阿蘇市教育委員会

2022年2月現在

Copyright © 2020 NSBAA.gia. All Rights Reserved.

10

開催風景



Copyright © 2020 NSBAA.gia. All Rights Reserved.

13

参加者様の声

氏名

① 個別相談会への申込みは遅くも、不安で思ったこと記入が難しいです。
借入返済のこともクリアしたいです。

② 個別相談会後、簡単に借入の申し込みができたこと、
・借入
・返済
・目的

③ 実際に相談してみて、いかがでしたか？
ご感想をお聞かせください。

④ このアンケートを今後、研修等で活用させていただきたく、
① 御名前を明記して欲しい
② 氏名でよい

⑤ このアンケートを今後、研修等で活用させていただきたく、
① 御名前を明記して欲しい
② 氏名でよい

⑥ このアンケートを今後、研修等で活用させていただきたく、
① 御名前を明記して欲しい
② 氏名でよい

⑦ このアンケートを今後、研修等で活用させていただきたく、
① 御名前を明記して欲しい
② 氏名でよい

⑧ このアンケートを今後、研修等で活用させていただきたく、
① 御名前を明記して欲しい
② 氏名でよい

⑨ このアンケートを今後、研修等で活用させていただきたく、
① 御名前を明記して欲しい
② 氏名でよい

⑩ このアンケートを今後、研修等で活用させていただきたく、
① 御名前を明記して欲しい
② 氏名でよい

● 他、参加者様の感想

- 20代主婦：もっと早く知りたかった。
- 30代主婦：住宅購入に関して、銀行とか工務店の営業さんに相談してきたのですが、先生に相談して本当に良かったです。「危なかったです」
- 30代女性：うちは母子家庭で、子供のためのお金の貯め方や、保険の入り方のアドバイスは目からウロコでした。
- 40代男性：保険は相見積もりというお話は気づかされました。
- 40代主婦：令和の学費の貯め方は、とつても役に立ちました。これからも色々教えてください。
- 40代男性経営者：老後生活資金は貸してくれないという話は突き刺されました。
- 30代女性：投資の注意点はとつてもわかりやすかったです。
- 20代主婦：金融三兄弟の話から貯金、補償とか、資産運用の仕方とか、住宅ローンの返し方など、とつてもわかりやすくありがとうございました。

Copyright © 2020 NSBAA.gia. All Rights Reserved.

14

開催案内

開催日時)

2026年7月25日(土) 10:00~11:30

2026年7月26日(日) 10:00~11:30

2026年7月29日(水) 10:00~11:30

2026年7月31日(金) 10:00~11:30

2026年8月1日(土) 10:00~11:30

2026年8月2日(日) 10:00~11:30

会場)

コロナ等感染対策により、オンラインのみ

参加費無料

講座内容)

- 令和の教育環境の基礎知識
- 教育資金、奨学金制度の実態
- 家族、子供が安心して教育を受け続けるために
- ライフプラン表の作り方
- 日本の金融事情の変化
- 投資、保障、貯金の考え方
- 住宅ローン、老後生活資金の考え方
- NISAなど投資の基礎知識
- 失敗しない3つの金融業との付き合い方
- 2022年4月からの成年年齢引き下げの注意点等

Copyright © 2020 NSBAA,glia. All Rights Reserved.

15

開催にあたっての良くある質問

・なぜ、無料開催？

オンライン開催のため経費がかからないため(リアル開催の際は協賛企業を募集し、協賛金で開催しております)

・学校教員様の参加について

無料参加可能です

・参加申し込みにつて

スマホ、PCから簡単手続き

・問い合わせ先について

広告、申込フォーム内に記載あり

・次回の開催もあるの？

既に毎年開催の要望も多数いただいております、各エリア毎年1回ほど開催させていただいております

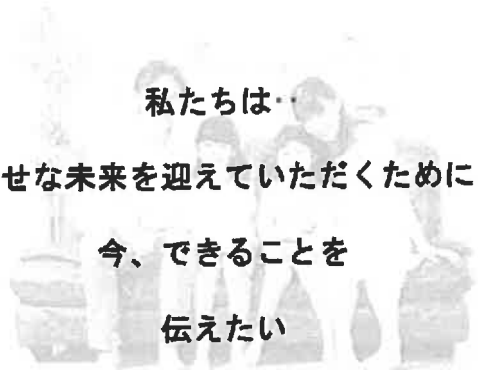
Copyright © 2020 NSBAA,glia. All Rights Reserved.

16



子供と家族の未来を考えるマネー講座

地域の子育て世帯の方々のためのご支援、ご協賛お願い致します。



私たちは
幸せな未来を迎えていただくために
今、できることを
伝えたい

【直通問合せ先】
エリア担当: 渡邊 朋
090-9680-2120

ご不明な点は、いつでも遠慮なくご連絡ください。

子供と家族の未来を考える会®認定講師：渡邊 朋



Copyright © 2020 NSBAA.gia. All Rights Reserved.

17

保護者様
への
お知らせ

子供と家族の
未来も考える会



子供と家族の 未来も考える マネー講座

講座内容

人生の**3大資金**

教育資金

住宅資金

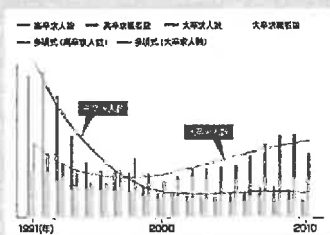
老後生活資金

大切なお子様の将来を考え、教育資金の計画を立てられているご家庭も少なくないでしょう。しかし、お金のバランス感覚を間違えるとお子様の将来はもちろん、ご家族の生活にも大きな影響をあたえてしまいます。本講座では教育資金問題の現実をお伝えしつつ、住宅資金や老後生活資金をバランスよく準備するコツをご紹介します。

ご存知ですか？教育資金の問題点

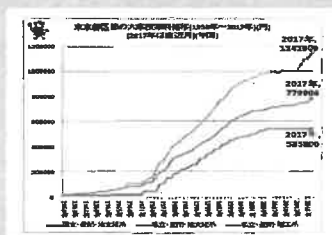
高卒求人への激減

92年は約167万人、2011年は約19万人。医師、看護師などの専門職も資格が高度化し、短大・大学に専学させる者が増えた。



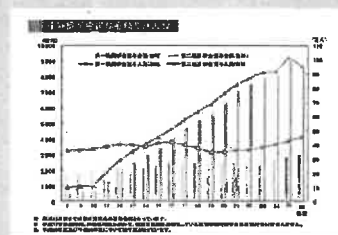
授業料は50年で50倍

1969年の国立大初年度納付金は1万6000円。それが2016年は81万円強。価値は3倍強だから、大学に払うお金がいかに増えたかが分かる。私立大はもっと巨額に。



奨学金利用者は50%超!

日本学生支援機構の奨学金は、ほとんどが貸与型(2020年より一部、給付型)。2012年には大学生の52.5%が奨学金を利用している。月12万円まで借りられることもあり、卒業時に借金が数百万という例も少なくない。



日時・会場案内

第31回 10/18 (土) 10:00~11:30 14:00~15:30	第32回 10/19 (日) 10:00~11:30 14:00~15:30	第33回 10/22 (水) 10:00~11:30	第34回 10/24 (金) 10:00~11:30	第35回 10/25 (土) 10:00~11:30	第36回 10/26 (日) 10:00~11:30
第37回 11/15 (土) 10:00~11:30 14:00~15:30	第38回 11/16 (日) 10:00~11:30 14:00~15:30	第39回 11/19 (水) 10:00~11:30	第40回 11/21 (金) 10:00~11:30	第41回 11/22 (土) 10:00~11:30	第42回 11/23 (日) 10:00~11:30

15分前 受付開始 {途中入場不可}

各回30名様限定

オンライン開催

※Zoom使用

要予約制

参加無料



zoom

＼お申込みはこちら／



ビデオオフ、ミュートでの参加になるので
ご自身の姿が映ることや音声が入ることは
ありませんのでお気軽にご参加ください。

講座内容は全日程同じ内容となります。



先生の紹介

想定外なことが起きるのが人生…しかし、
そのほとんどが想定内な出来事だった。

本講座では、こんな事も学べます。

- 「教育資金」を貯める時の最大の盲点とは？
- お金の不安を取り除く唯一の方法
- 資産運用・投資に興味はあるが
誰に相談していいかわからない。
- 誰でも簡単にできるのに、誰もやっていない方法
- 人生100年時代の資産形成術



驚くべき変化がちな「お金の話」をユーモアを
こめながら、マネーセンスを教習できるという
目的の先生。昔は新卒直前に、お金の不安を
解決するためのマネーセミナーを年間50回以上
開催している。前職は広告会社で、お金に関する
幅広い知識を活かし、一生お金に苦労しない
方法を伝授している子育て世帯専門のファイナ
ンシャルプランナーです。

講師
紹介

渡邊 朋 先生

子供と家族の未来を考える会 東京支部
認定講師
ファイナンシャルプランナー
宅建建物取引士
相続診断士

参加者の声

たくさん
参加者がいて、
安心して勉強でき
ました。皆さん
不安なのですね。

Nさん

投資や運用に
興味はあっても、
何からしていいの
か分かりませんでした。

Sさん

今までの常識が
吹っ飛びました。
もっと早く
知りたかったです。

Yさん

子供と
参加しました。
これから一緒に
勉強したいです。

Tさん

お問い合わせ事務局

子供と家族の未来を考える会

東京支部 事務局

E-mail: tomo.wata.1226@gmail.com

お申込み後、返信メールがなかった場合は

上記連絡先よりお問合せください。

QRコードから
受講お申込み

メールで視聴方法を
ご案内します。

＼お申込みはこちら／



子供と家族の未来を考える会・教育委員会等後援施設一覧

(北海道)

- 札幌市
- 札幌市教育委員会
- 旭川市教育委員会
- 釧路市教育委員会
- 帯広市
- 帯広市教育委員会
- 苫小牧市教育委員会
- 稚内市教育委員会
- 稚内市教育委員会
- 芽室町教育委員会
- 恵庭市教育委員会
- 江別市教育委員会
- 千歳市教育委員会
- 北広島市教育委員会
- 苫小牧市
- 苫小牧市教育委員会
- 白老町教育委員会
- 小樽市教育委員会
- 函館市教育委員会
- 岩見沢市教育委員会
- 富良野市教育委員会
- 中富良野町教育委員会
- 上富良野町教育委員会

(青森県)

- 青森県
- 平川市教育委員会
- 弘前市教育委員会

(秋田県)

- 秋田市教育委員会

(岩手県)

- 岩手県教育委員会
- 盛岡市教育委員会
- 紫波町教育委員会
- 花巻市教育委員会
- 矢巾町教育委員会
- 奥州市教育委員会
- 一関市教育委員会
- 釜石市教育委員会
- 大船渡市教育委員会
- 陸前高田市教育委員会

(山形県)

- 山形市教育委員会
- 上山市教育委員会
- 寒河江市教育委員会
- 天童市教育委員会
- 山辺町教育委員会
- 米沢市教育委員会
- 高島町教育委員会

(宮城県)

- 宮城県教育委員会
- 仙台市
- 仙台市教育委員会
- 名取市教育委員会
- 岩沼市教育委員会
- 白石市教育委員会
- 角田市教育委員会
- 亘理町教育委員会
- 大河原町教育委員会
- 多賀市教育委員会
- 宮谷市教育委員会
- 大和町教育委員会
- 石巻市教育委員会
- 塩竈市教育委員会
- 登米市教育委員会

東松島市教育委員会
利府町教育委員会
大崎市教育委員会
気仙沼市教育委員会
梁原市教育委員会
加美町教育委員会
柴田町教育委員会
村田町教育委員会
梁原市教育委員会
加美町教育委員会

(福島県)

福島県
福島県教育委員会
郡山市教育委員会
福島市教育委員会
須賀川市教育委員会
喜多方市教育委員会

(神奈川県)

大和市教育委員会
相模原市教育委員会
横浜市教育委員会
逗子市教育委員会
海老名市教育委員会
川崎市教育委員会
鎌倉市教育委員会
小田原市教育委員会
座間市教育委員会

(埼玉県)

埼玉県教育委員会
さいたま市教育委員会
春日部市教育委員会
白岡市教育委員会
幸手市教育委員会

杉戸町教育委員会
吉代町教育委員会
川口市教育委員会
草加市教育委員会
春日部市教育委員会
杉戸町教育委員会
吉代町教育委員会
久喜市教育委員会
幸手市教育委員会
白岡市教育委員会
越谷市教育委員会
三郷市教育委員会
八潮市教育委員会
朝霞市教育委員会
志木市教育委員会
川越市教育委員会
上尾市教育委員会
吉川市教育委員会

(千葉県)

千葉市教育委員会
船橋市教育委員会
浦安市教育委員会
我孫子市教育委員会
市原市教育委員会
松戸市教育委員会
柏市教育委員会
木更津市教育委員会
市川市教育委員会
君津市教育委員会

(東京都)

東京都教育委員会
中野区
武蔵村山市教育委員会
東大和市教育委員会

東村山市教育委員会
八王子市教育委員会
西東京市教育委員会
三鷹市教育委員会
武蔵野市教育委員会
町田市教育委員会
青梅市教育委員会
羽村市教育委員会
福生市教育委員会
昭島市教育委員会
立川市教育委員会
あきる野市教育委員会
日野市教育委員会
小平市教育委員会
稲城市教育委員会
小金井市教育委員会
狛江市教育委員会
国分寺市教育委員会
府中市教育委員会
調布市教育委員会
国立市教育委員会
清瀬市教育委員会
多摩市教育委員会
日の出町教育委員会
荒川区教育委員会
東久留米市
葛飾区教育委員会
板橋区教育委員会

(栃木県)
栃木県
栃木県教育委員会
栃木市教育委員会
小山市教育委員会
那須塩原市教育委員会
佐野市教育委員会

足利市教育委員会
宇都宮市教育委員会
真岡市教育委員会
鹿沼市教育委員会
大田原市教育委員会

(茨城県)
茨城県
茨城県教育委員会
つくばみらい市教育委員会
古河市教育委員会
境町教育委員会
坂東市教育委員会
守谷市教育委員会
八千代町教育委員会
下妻市教育委員会
常総市教育委員会
ひたちなか市教育委員会
鹿嶋市教育委員会
行方市教育委員会

(群馬県)
群馬県教育委員会
高崎市教育委員会
安中市教育委員会
下仁田町教育委員会
甘楽町教育委員会
藤岡市教育委員会
高岡市教育委員会
南牧村教育委員会
上野村教育委員会
神流町教育委員会

(新潟県)
新潟県
新潟市
新潟市

新潟市教育委員会
見附市教育委員会
長岡市教育委員会
長岡市
三条市教育委員会
燕市教育委員会
加茂市
加茂市教育委員会
上越市
上越市教育委員会
糸魚川市
糸魚川市教育委員会
妙高市
妙高市教育委員会
小千谷市教育委員会
柏崎市
柏崎市教育委員会
五泉市
阿賀野市教育委員会
十日町市教育委員会
新発田市教育委員会
魚沼市教育委員会
南魚沼市
南魚沼市教育委員会

(富山県)

富山市教育委員会
魚津市教育委員会
滑川市教育委員会
氷見市教育委員会
高岡市教育委員会

(石川県)

石川県教育委員会
金沢市教育委員会

(長野県)

長野県教育委員会
長野市教育委員会
須坂市教育委員会
高山市教育委員会
小布施町教育委員会
中野市教育委員会
飯綱町教育委員会
飯山市教育委員会
上田市教育委員会
坂城町教育委員会
東御市教育委員会
千曲市教育委員会
松本市教育委員会
塩尻市教育委員会
安曇野市教育委員会
岡谷市教育委員会
諏訪市教育委員会
茅野市教育委員会
飯田市教育委員会
駒ヶ根市教育委員会
辰野町教育委員会
箕輪町教育委員会
伊那市教育委員会
飯島町教育委員会
南箕輪村教育委員会
中川村教育委員会
宮田村教育委員会
高森町教育委員会
阿南町教育委員会
下條村教育委員会
天龍村教育委員会
荒木村教育委員会
南木曾町教育委員会
大鹿村教育委員会

高木村教育委員会
 大桑村教育委員会
 木祖村教育委員会
 上松町教育委員会
 木曾町教育委員会
 玉滝村教育委員会
 朝日村教育委員会
 白馬村教育委員会
 富士見町教育委員会
 大町市教育委員会
 麻績村教育委員会
 生取村教育委員会
 山形村教育委員会
 筑北村教育委員会
 池田町教育委員会
 松川村教育委員会
 小谷村教育委員会
 下諏訪町教育委員会
 原村教育委員会
 松川町教育委員会
 豊丘村教育委員会
 泰阜村教育委員会
 佐久市教育委員会
 小海町教育委員会
 川上村教育委員会
 南牧村教育委員会
 南相木村教育委員会
 北相木村教育委員会
 佐久須町教育委員会
 軽井沢町教育委員会
 御代田町教育委員会
 立科町教育委員会
 青木村教育委員会
 長和町教育委員会

(山梨県)

山梨県教育委員会
 山梨市教育委員会
 北杜市教育委員会
 韮崎市教育委員会
 南アズマス市教育委員会

(静岡県)

浜松市教育委員会
 湖西市教育委員会
 袋井市教育委員会
 磐田市教育委員会
 牧之原市教育委員会
 御前崎市教育委員会
 菊川市教育委員会
 富士市教育委員会
 富士宮市教育委員会

(岐阜県)

岐阜県教育委員会
 岐阜市
 岐阜市教育委員会
 各務原市
 各務原市教育委員会

(愛知県)

名古屋市教育委員会
 高浜市教育委員会
 酒南市教育委員会
 東海市教育委員会
 みよし市教育委員会
 日進市教育委員会
 豊明市教育委員会
 知立市教育委員会
 刈谷市教育委員会
 豊橋市教育委員会
 小牧市教育委員会

犬山市教育委員会
江南市教育委員会
尾張旭市教育委員会
津島市教育委員会
愛西市教育委員会
弥富市教育委員会
稲沢市教育委員会
豊川市教育委員会
蒲郡市教育委員会
幸田町教育委員会
春日井市教育委員会
半田市教育委員会
知多市教育委員会
常滑市教育委員会
東浦町教育委員会
瀬戸市教育委員会
長久手教育委員会
安城市教育委員会
岡崎市教育委員会

(滋賀県)

大津市教育委員会

(三重県)

桑名市教育委員会
四日市市教育委員会
いなべ市教育委員会
松坂市教育委員会
伊勢市教育委員会
亀山市教育委員会

(京都府)

京田辺市教育委員会
長岡京市教育委員会
宇治市教育委員会
八幡市教育委員会

(大阪府)

大阪府教育委員会
堺中市教育委員会
茨木市教育委員会
枚方市教育委員会
東大阪市教育委員会

(奈良県)

天理市教育委員会
桜井市教育委員会
大和郡山市教育委員会

(兵庫県)

神戸市教育委員会
尼崎市教育委員会
西宮市教育委員会
芦屋市教育委員会
川西市教育委員会

(和歌山県)

(鳥取県)

鳥取市教育委員会

(岡山県)

倉敷市教育委員会
笠岡市教育委員会

(広島県)

広島県教育委員会
広島市教育委員会
福山市教育委員会
三次市教育委員会
府中市教育委員会
廿日市市教育委員会

安芸郡府中町教育委員会

(山口県)

山口県教育委員会
山口市教育委員会
下関市教育委員会
岩国市教育委員会

(香川県)

(愛媛県)
松山市教育委員会
東温市教育委員会
砥部町教育委員会
伊予市教育委員会
松前町教育委員会
今治市教育委員会
西条市教育委員会
新居浜市教育委員会

四国中央市教育委員会
喜多郡内子町教育委員会
北宇和郡鬼北町教育委員会
大洲市教育委員会
八幡浜市教育委員会
宇和島市教育委員会
西予市教育委員会

(佐賀県)

鳥栖市教育委員会
基山町教育委員会

(福岡県)

北九州市教育委員会
小郡市教育委員会
太宰府市教育委員会
筑紫野市教育委員会

大野城市教育委員会
久留米市教育委員会

(大分県)

大分市教育委員会

(熊本県)

熊本県教育委員会
熊本市教育委員会
阿蘇市教育委員会
菊池市教育委員会
菊陽町教育委員会
大津町教育委員会
天草市教育委員会
上天草市教育委員会
苓北町教育委員会
八代市教育委員会
氷川町教育委員会

(長崎県)

長崎県教育委員会
長崎市教育委員会
時津町教育委員会
諫早市教育委員会
大村市教育委員会
雲仙市教育委員会
島原市教育委員会
長与町教育委員会

(鹿児島県)

鹿児島県教育委員会
霧島市教育委員会
日置市教育委員会
いちき串木野市教育委員会
薩摩川内市教育委員会
鹿児島市教育委員会

指宿市教育委員会
 南九州市教育委員会
 南さつま市教育委員会
 札幌市教育委員会
 苗穂市教育委員会
 伊佐市教育委員会
 湧水町教育委員会
 さつま町教育委員会
 (沖縄県)
 沖縄県教育委員会
 那覇市教育委員会
 豊見城市教育委員会
 糸満市教育委員会
 浦添市教育委員会
 南城市教育委員会
 宜野湾市教育委員会
 沖縄市教育委員会
 うるま市教育委員会
 名護市教育委員会
 石垣市教育委員会
 宮古島市教育委員会
 欽谷村教育委員会
 嘉手納町教育委員会
 北中城村教育委員会
 中城村教育委員会
 西原町教育委員会
 東村教育委員会
 今帰仁村教育委員会
 大宜味村教育委員会
 本部町教育委員会
 恩納村教育委員会
 真野原村教育委員会
 金武町教育委員会
 竹富町教育委員会

与那国町教育委員会
 多良間村教育委員会
 与那原町教育委員会
 八重瀬町教育委員会
 船岡村教育委員会
 渡名喜村教育委員会
 北大東村教育委員会
 伊平屋村教育委員会
 伊是名村教育委員会
 久米島町教育委員会

後援実数 40 都道府県
 2025 年 3 月 2 日

子供と家族の未来を考える会®認定講師 規約・会則

(名称)

第1条 本会は、子供と家族の未来を考える会®と称する。

(事務所)

第2条 本会の運営本部事務所は一般社団法人全国中小企業アシスト協会とする。

(目的)

第3条 本会は、全国の子育て世帯の経済支援情報、教育支援情報、金融リテラシー等の情報提供により、保護者および、子供たちが安心して、教育を受け続けることのできる環境作りに寄与するために、令和元年12月18日設立する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 金融リテラシー提供の活動として無料マネー講座を開催する。
- (2) 無料個別相談会を開催する
- (3) 無料会員サイトより、金融情報、助成金、税務情報等の情報発信を行う
- (4) 全国の認定講師育成を行う

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

※会員とは当会の認定講師を指します。

- (1) 会の目的に賛同し入会し、会より発行される認定講師資格を有する者
- (2) その他、会長が任命した会の運営に関わる者

(入会)

第6条 指定研修受講者は自動的に子供と家族の未来を考える会®への入会の入会承認を得たものとする。

(会費)

第7条 認定講師資格を有する会員ごとに、月額3,000円(税別)とし、翌月分の会費として毎月27日までにカード決済、口座引き去り、口座振り込みのいずれかにより納入するものとする。

※登録月の5か月後より会費は発生するものとする。

児童生徒数6万人まで月会費3,000円 消費税300円 税込3,300円

エリア拡大児童数生徒数3万人まで月会費5,000円 消費税500円 税込5,500円

適格請求書発行事業者 登録番号 T5100005012109

(退会)

第8条 会員は、退会届を子供と家族の未来を考える会®に提出することにより、任意に退会することができる。

退会すると同時に会公式サイトより削除され、その活動エリアは新たに会員になられた方に移管される。

(登録情報の変更)

第9条 会員は、自己の登録情報に変更があった場合、速やかに当該変更事項の連絡をするものとします。会は、内容変更の届出があった場合には当該届出に従って登録内容を変更するものとします。届出がなかったことで、会員が何らかの不利益を被った場合、当社は一切その責任を負いません。

(損害賠償)

第10条 会員は、本サービスの利用により当社または他者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

(サービスの変更・終了)

第11条 会は、会員への事前の通知なく、本サービスの内容・名称の変更を行うことができるものとします。

但し、本サービスの終了・利用料の額を変更（以下総称して「変更等」とします）する場合には、オンラインまたは当社が別途定める方法で、事前に会員へ公表します。

なお、当社は変更等によって会員または他者が被った損害について、この会員規約で特に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

(サービス並びにコンテンツの中断または停止)

第12条 会は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく、一時的に本サービス並びにコンテンツ（以下総称して「本サービス等」とします）を中断または停止することがあります。

尚、会は以下のいずれか、またはその他の事由により本サービス等の提供の遅延または中断、停止などが発生したとしても、会員または他者が被った損害について、この会員規約で特に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

- 本サービス等用設備などの保守を定期的、または緊急に行う場合
- 火災、停電などにより本サービス等の提供ができなくなった場合
- 地震、津波などの天災により本サービス等の提供ができなくなった場合

- 戦争、動乱、暴動、労働争議などにより本サービス等の提供ができなくなった場合
- その他、運用上または技術上あるいは当社の都合により、本サービス等の一時的な中断が必要と判断した場合

(免責)

第13条 会は、本サービス等の利用に際して利用者に生じた不利益や損害などに対して、一切の責任を負わないものとします。

利用者が、本サービス等から得る情報などについての一切は、利用者の責任において判断するものとし、会は、いかなる保証も行わないものとします。

利用者が使用する機器およびソフトウェアについて、当社は、その動作保証は一切行わないものとします。

(会員資格の取消)

第14条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会は当該会員に事前に通知を行うことなく本サービスの使用を一時停止し、または退会処分とすることができるものとします。

- 会に提供された登録情報の全部または一部に虚偽、重要な誤記、記入漏れが判明した場合
- 会、並びに本サービスの運営を妨害した場合
- 反社会的勢力であるか、もしくはそうした勢力と関係がある、もしくは過去に関係があった場合
- 法令違反、犯罪もしくは、それらのおそれのある行為をした場合、または刑事事件に関与している疑いがあり、本規約を継続することによって当社の信用が害されるおそれがある場合
- その他、当社が会員として不相当と判断した場合
- 会が損害を被った場合、会は除名処分、当該会員に被った損害の賠償を請求できるものとします。

(広告およびメールマガジンの配信)

第15条 会員は、本サービスに広告などが掲載されること、および広告などが掲載されたメールマガジンが配信されることに同意します。

メールマガジンを含む本サービスに掲載されている広告などの提供者と会員との取引は、両者の責任において行うものとします。

会は、本サービスまたはメールマガジンに掲載されている広告などによって行われる取引による損害、および広告が掲載されたこと自体による損害については一切責任を負わないものとします。

(商標)

第16条 「子供と家族の未来を考える会®」は商標登録（第35/36/41類）してありますので、ご使用にあたっては、申請・許可を必要とします。

ただし、会員本人が開催するマナーセミナーおよびマナーセミナー広告への記載、
会員本人の名刺への記載利用は可能とします。
また、会員以外の方、および退会された方はご利用いただけません。

(個人情報)

第17条 会は、会員の個人情報を別途オンライン上に掲示する「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

(準拠法および合意管轄)

第18条 本規約には、日本法が適用されます。
本サービスに関連する紛争、訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(役員)

第19条

- 1 本会に次の役員を置く。
 - (1) 名誉会長 1名
 - (2) 会長 1名
 - (3) 副会長 1名
 - (4) 会計 1名
- 2 第1項に定める役員は会長より選出する。
- 3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第20条

- 1 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

(会計)

第21条

- 1 会の経費は会費、研修参加費の収入をもってこれにあてる。
- 2 会の事業年度及び会計年度は毎年8月1日に始まり7月31日終わる。
- 3 収支計画書を作成し、これを年1回総会で報告し、承認を得る。

(総会)

第22条

- 1 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。
ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 事業の変更
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員を選任または解任
 - (5) 解散
 - (6) その他会の運営に関する重要項目
- 3 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 4 議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(変更)

第23条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

(法令の準拠)

第24条 この会則に定めのない事項は、すべて管理運営会社である一般社団法人全国中小企業アシスト協会、一般法人法、その他の法令によるものとします。

(役員)

第25条

設立時役員は、以下の第一項に定める4名とする

第1項

設立時会長	宮本新治
副会長	宮本美佐子
会計	井出祐輔
設立時名誉会長	山口利幸

以上、子供と家族の未来を考える会®設立のための規約・会則とします。

(附則)

この会則は、令和元年12月18日から施行する。

(規則・会則変更履歴)

2023年2月1日総会に承認

(会費)

第7条 会員ごとに、月額3,000円(税別)とし、翌月の会費として毎月27日までにカード決済、口座引き去り、口座振り込みのいずれかにより納入するものとする。

※登録月の5か月後より会費は発生します。

児童生徒数6万人まで月会費3,000円(税別)

エリア拡大生徒児童数3万人まで月会費5,000円(税別)

エリア拡大生徒児童数3万人以上、一律月会費7,000円(税別)

2023年2月1日より、第7項に定める会費を上記の変更履歴の通り変更する

2023年3月14日総会に承認

第25条第1項 役員退任による変更

1、設立時副会長 清水慎吾 解任

副会長 宮本美佐子 新任

2、設立時会計 宮本美佐子 解任

会計 井出祐輔 新任

2023年3月14日より、第25条第一項に定める役員は、上記設立時役員より変更する

設立時会長 官本新治

副会長 宮本美佐子

会計 井出祐輔

設立時名誉会長 山口利幸

2024年5月2日第7条(会費) 適格請求書発行事業者登録番号追記

2024年7月20日運営会社住所変更

(管理運営会社)

389-1103 長野県長野市豊野町蟹沢 1106-1

一般社団法人全国中小企業アシスト協会

代表理事 宮本新治



子供と家族の未来を考える会®発足の経緯/会則補足

我々は2010年より、小規模の金融リテラシーの提供を目的として、主に長野県にてマネー講座を開催して参りました。

開催に至る経緯ですが、

今現在、アメリカでも教育ローンの返済に苦しんでいる若者が多く存在し、大きな社会問題化している報道もされております。

私自身、美術系の大学の進学を希望していたのですが、経済的理由から断念。

また、親戚が奨学金の返済が厳しく苦しんでいた姿を見ていたため、

セミナーなどで広く情報を発信していかなければならないと考え、

数人の有志とともに、参加者2~3人規模の小規模なセミナーから活動を開始させていただきました。

当時の私（子供と家族の未来を考える会会長・宮本新治）は、外資系保険会社に勤務していたため、マネー講座開催の最終目的は保険商品の販売にありましたが、マネー講座の内容は、一定の企業の保険商品を誇張することなく、あくまでの中立公平な金融情報の提供に努めて来ました。

しかしながら、一社専属の保険外交員の立ち位置からではなく、

もっと多くの皆さまに「金融リテラシーの重要性」伝えたい！と考え、

2017年8月に一般社団法人全国中小企業アシスト協会を設立することとなりました。

そして、弊社では「金融業界の健全化」を合言葉に、二つの活動をさせて頂いております。

まず、①は、長野県内にて金融リテラシーの提供。これは何らかの金融商品、サービスを購入される方々を保護するためのマネー講座、相続セミナーなどの開催運営。もう一つ、②は、金融商品を提供する側への教育です。

金融商品を提供する側への教育とは、全国の損害保険、生命保険代理店様、損害保険、生命保険外交員様向けの営業研修、金融商品の研修会等の開催運営です。

そして、いよいよ2018年10月より、子供と家族の未来を考える会®として全国活動を開始し、2019年8月に子供と家族の未来を考える会の商標登録を提出。

（2020年5月登録完了）

全国的に①の金融商品を購入する側への方々の保護活動を開始することとなりました。

この全国での金融リテラシーの提供のご支援、ご協力をいただくにあたり、

どんな業種の方々が適しているのか？と考えた際に、

国内金融業の「証券会社」「保険会社」「銀行」「税理士」「ファイナンシャルプランナー」等の専門家に方々にお力をお借りするしかない訳ですが、難しいと思われがちの金融のお話を一般の皆様楽しく分かりやすく伝えて頂く、コミュニケーション能力を考えた際に、一

番高い確率でその能力を持っているであろう専門業種とは、マネーの専門家であるファイナンシャルプランナーの方々と、私の前職でもある「保険業界」の方々しかいない！
そう確信し、全国のファイナンシャルプランナー（保険販売をしない）、保険外交員、代理店経営者等の皆さまを中心に募集をかせさせていただいた結果、我々の理念、会則に共感、賛同いただいた沢山の皆様と共に全国始動をさせて頂くこととなりました。

※子供と家族の未来を考える会®会則参照

厚生労働省 平成30年データ

第3章平成30年中における自殺状況

国内死亡者総数 約 20,840 人

1位「健康面を苦しめた自殺」10,423人

2位「経済的理由での自殺」3,432人

3位「家庭問題からの自殺」3,147人

2位の自殺者の経済的理由とは「生活苦・多重債務」3,432人（1日平均9.5人）

自殺者の年齢では、

1位が50代

2位が40代

まさしく子育て世代の年齢となっている

また、社会情勢的に失業率が高まると、自殺者も増える

上記、厚生労働省のデータに基づき、

我々は、全国の多くの地域の方々が、将来、金融被害者にならないために、予防医学ではないが、そうならないための予防金融知識を提供する。人は結婚し、子供が出来て初めて、貯蓄、住宅ローンなどへの関心を持ち始めるため、その時期に学びのチャンスを提供しようと考えて、この活動をさせていただいている。「早期な子供の教育資金準備開始こそが、安心して子育て、就学に向き合える第一歩」今後更に、教育資金のインフレ化は一般に多く知られていることでもあるが、その不安を解決につながる情報の提供、発信を行う。

更に、最新の教育システム、海外の教育情報の提供、母子家庭、父子家庭支援情報など、「家族」をテーマに必要な情報を提供する。

会則補足資料

■教育資金不足が招く金融トラブルの実態・引用元

※奨学金利用者の実態引用元

日本学生支援機構「奨学金の延滞者に関する属性調査結果（平成 23 年度）」によると、奨学金の利用者が拡大を続ける一方で、年々、延滞も増加しています。

返還を要する 301.4 万人のうち、1 日以上の延滞は 33.1 万人。このうち、3 カ月以上の延滞は 19.7 万人です。延滞者が増える中、日本学生支援機構は返還請求の仕組みを強化。平成 20 年以降は延滞 3 カ月で個人信用情報に載ることになり、その数が 1 万人越えをしたことで社会問題にもなりました。平成 26 年度からは追加救済措置が取られ、それによってほんの少し緩和された形ですが根本的な解決にはなっていないと言わざるを得ません。返還が苦しくなったとき①返還期限の猶予

日本学生支援機構で奨学金を借りた人が、在学中であったり、災害、傷病、経済困難、失業などの理由で返還が厳しくなったとき、申請をして返還期限の猶予を受けることができます。

延滞する前に所定の書類を提出し、すみやかに手続きをしましょう。承認された場合、その期間は返還の必要がなくなり、適用期間終了後に返還が再開されます。返還終了の時期も後ろに延びます。

ただし「返還期限の猶予」はあくまでも返還期限を延期する制度で、返還すべき元金や利息が免除されるものではありません。

猶予期限は、災害・傷病、あるいは生活保護を受けている場合はそれが続いている間、入学準備中等の場合は通算 5 年が限度です。

実際の延滞理由としては、「経済困難・失業中等」「病氣中」「生活保護」「入学準備中」「災害」などが多くなっています。

返還が苦しくなったとき②減額返還制度

減額返還制度は、奨学金の返還が困難になった人を、毎月の返還金を減額することで救済する方法です。一定期間、毎月の返還金を 2 分の 1 に減額し、その分、返還期間を延長します。毎月の返還額を減額するため、一定期間は、返還が軽減されます。こちらも当然申請が必要で、審査によって適用されるかどうかが決まります。

減額になる期間は 12 カ月（6 カ月分を 12 カ月で返還）で最長 10 年（120 カ月）まで延長可能です。苦しくなったら、延滞するより相談しよう！返還が苦しくなったときは、とにかく学生支援機構に相談し、手続きをしましょう。平成 26 年度からは、延滞者であっても、傷病や生活保護受給などで返還が困難であると認められれば、返還期限猶予を受けることもできるようになりました。

しかし、3 カ月経てば個人信用情報に載ってしまうのは変わりありませんので、問題が大きくならない

うちに早めに相談し、手続きをとりましょう。上記のような事態になった際の早めの対応の必要性、情報の提供。

自己破産、最悪は自殺へとつながってしまっている状況の告知と、そうならない為の計画的な金融機関の活用の情報提供が必要と考えられる。

■日本の金融リテラシーと世界との比較、現状データの引用元

2018年日経新聞より（引用・2019年金融リテラシー調査結果）

金融広報中央委員会 全国の18～79歳 25,000人モニター調査結果

自分の運用次第で将来の給付額が変わる確定拠出年金の導入企業が広がるなど、今の子供たちは社会に出た途端に資産運用と向き合う。金融について正しく理解し判断できる「金融リテラシー」の有無が、その後の資産形成の成否を左右する。

金融ベンチャーのグッドマネージャー（東京・中央）が2月、20代から30代前半を対象に調査したところ、93%が「自身の金融リテラシーは高くない」と回答。自らの収支を把握できている人は23%、経済情報を日常的にチェックしている人は12%にとどまった。「金融リテラシーの低さを問題だと感じるか」との問いには、40%が「問題だと思わない」と回答し、危機感の低さも明らかになった。

諸外国と比べると、アメリカよりも約10%、ドイツや英国よりも7～9%下回っており、世界的に日本の金融リテラシーが低いことがわかります。

■役員構成

会長：設立者 宮本新治

1.全国の金融商品を扱う専門家育成を目的とした研修会開催 2.金融商品を購入する側への金融リテラシーの提供、マネー講座、相続セミナーなどを開催により、①売る側②買う側の両方への支援をすることにより、業界の健全化、金融被害者軽減に努める活動。※他、活動の詳細はホームページ閲覧可能。

副会長： 宮本美佐子

1.マネー講座開催に関しての統括責任者。2.当会公式サイト管理責任者。

会計： 井出祐輔

名誉会長： 山口利幸

■4条補足

(1)のマネー講座無料開催について

地域の企業様よりの協賛金により、会場費、広告作成費、(2)の個別面談に関わる経費などの全て費用を捻出し、困窮している母子家庭の方々等にも、料金を気にせずに参加していただけることとする。更に安心して参加いただくことが出来るように、無料開催の理由についての説明も公式サイトより掲示案内、及び講座にて告知する。

(3)無料会員サイトについて

有料会員（最新の金融情報、税務情報等のコンサルティング料）である認定講師の方々からの会費で運営されている。また、一般会員（無料会員）の方々への情報発信は、①サイト上での「知っ得情報」などにより、経済、助成金、資産形成等の情報を掲示発信していく。②登録者が一定数を超えてきた時点で、非定期でのメルマガ配信サービスも行う。③全国でのマネー講座開催日程などの情報の掲示発信。④全国での開催マネー講座の開催風景、お客様の声（アンケート）の掲示発信。⑤全国の認定講師の紹介。

(4)認定講師育成について

約16時間ほどの研修を受講いただき、更に(3)の説明のサイトからの動画研修、ダウンロードデータからの学習、電話個別相談などによる育成を行っている。

（会則補足変更履歴）

2022年3月14日総会に承認

第25条第1項 役員退任による変更

1、設立時副会長 清水慎吾 解任

副会長 宮本美佐子 新任

2、設立時会計 宮本美佐子 解任

会計 井出祐輔 新任

子どもと家族の未来を考える会®運営会社

一般社団法人全国中小企業アシスト協会

389-1103 長野県長野市豊野町蟹沢 1106-1

子供と家族の未来を考える会®組織図

2025年2月28日現在

- 子供と家族の未来を考える会®会長 宮本新治
運営管理：一般社団法人全国中小企業アシスト協会

- 子供と家族の未来を考える会®評議会
委員 大平幹
委員 永岑和真
委員 宮本新治

- 北海道エリア エリアマネージャー 佐藤輝幸
 - ・北海道支部支部長 佐藤広樹
 - ・北海道支部副支部長 吉岡尚紀

- 東北エリア エリアマネージャー 齋藤康史
 - ・青森県支部支部長 上路紗希
 - 青森県支部副支部長 齋藤康史
 - ・秋田県支部支部長 高田俊博
 - ・岩手県支部支部長 齋藤康史
 - ・山形県支部支部長 高田敏博
 - ・福島県支部支部長 小田嶋進
 - ・宮城県支部支部長 小田嶋進

- 関東エリア エリアマネージャー 衛本裕之
 - ・茨城県支部支部長 大和田英雄
 - 茨城県支部副支部長 友部ゆかり
 - ・栃木県支部支部長 上路紗希
 - 栃木県支部副支部長 永岑和真
 - ・群馬県支部支部長 阿久津照孝
 - ・埼玉県支部支部長 三輪真久
 - 埼玉県支部副支部長 若井淳之介
 - 埼玉県支部監事 上路紗希
 - 埼玉県支部監事 赤塚進
 - ・千葉県支部支部長 秋葉和美
 - 千葉県支部副支部長 武井翔平

- 千葉県支部監事 岩永匡史
- 千葉県支部委員 上路紗希
- 千葉県支部監事 若井淳之介
- 千葉県支部委員 宗像篤史
- 千葉県支部委員 矢木直樹
- ・東京都支部支部長 佐藤鷹
- 東京都支部副支部長 永岑和真
- 東京都支部相談役 鈴木弘文
- 東京都支部監事 渡邊朋
- 東京都支部委員 上路紗希
- 東京都支部委員 設楽彩子
- 東京都支部委員 須賀貴政
- 東京都支部委員 赤塚進
- 東京都支部委員 宗像篤史
- 東京都支部委員 穀野和昭
- 東京都支部委員 若井淳之介
- ・神奈川県支部支部長 栗田和彦
- 神奈川県支部副支部長 神吉信明
- 神奈川県支部監事 中西智夫
- 神奈川県支部相談役 佐藤鷹
- 神奈川県支部相談役 原澤慶多
- 神奈川県支部委員 矢木直樹

- 中部エリア エリアマネージャー 宮本新治
- 北陸ブロック ブロックマネージャー 北島諭
- ・新潟県支部支部長 北島諭
- ・富山県支部支部長 井出祐輔
- ・石川県支部支部長 北島諭
- ・福井県支部支部長 沓澤翔
- 甲信越ブロック ブロックマネージャー 松沢俊介
- ・長野県支部支部長 宮本新治
- 長野県中南信支部支部長 松沢俊介
- ・山梨県支部支部長 矢木直樹
- 東海ブロック ブロックマネージャー 大平幹
- ・岐阜県支部支部長 日比野淳治
- 岐阜県支部副支部長 野村卓司

- ・愛知県支部支部長 大平幹
愛知県支部副支部長 河合浩一
愛知県支部監事 岩本貴久
- ・静岡県支部支部長 渡邊朋
- ・三重県支部支部長 大平幹
三重県支部副支部長 木村旭
- ・滋賀県支部支部長 大平幹
滋賀県支部副支部長 沓澤翔
滋賀県支部監事 河野雅彦
滋賀県支部監事 中務雄太

●近畿エリア エリアマネージャー 中務雄太

- ・京都府支部支部長 中務雄太
京都府支部副支部長 青木要介
- ・大阪府支部副支部長 佐藤和之
大阪府支部副支部長 越智宏
大阪府支部監事 河野雅彦
大阪府支部監事 細田昌司
大阪府相談役 伊豫慎二
大阪府支部監査役 遠藤晃司
- ・奈良県支部支部長 伊豫慎二
奈良県支部副支部長 中務雄太
- ・兵庫県支部支部長 藤本真之
兵庫県支部副支部長 松尾剛
兵庫県支部監事 細田昌司
兵庫県支部相談役 原澤慶多
兵庫県支部委員 河野雅彦様
- ・和歌山県支部支部長 伊豫慎二

●中国四国エリア エリアマネージャー 正畑圭佑

- ・鳥取県支部支部長 正畑圭佑
- ・島根県支部支部長 正畑圭佑
- ・岡山県支部支部長 築澤芳郎
岡山県支部副支部長 正畑圭佑
岡山県支部監事 小出由季子
- ・広島県支部支部長 衛本國二

- 広島県支部副支部長 正畑圭佑
- 広島県支部副支部長 衛本裕之
- ・山口県支部支部長 衛本裕之
- 山口県支部副支部長 衛本裕之
- 山口県支部副支部長 原澤慶多
- ・香川県支部支部長 森田吉宣
- ・徳島県支部支部長 鎌田龍馬
- ・愛媛県支部支部長 鎌田龍馬

●九州エリア エリアマネージャー 加嶋大二

- ・福岡県支部支部長 末次祐治
- 福岡県支部副支部長 向坂和朗
- ・佐賀県支部支部長 末次祐治
- ・長崎県支部支部長 松永孝之
- ・大分県支部支部長 向坂和朗
- ・熊本県支部支部長 加嶋大二
- 熊本県支部副支部長 梅田佑樹
- ・宮崎県支部支部長 岩永匡史
- ・鹿児島県支部支部長 鈴木淳一朗

●沖縄県エリア エリアマネージャー 松沢俊介

- ・沖縄県支部支部長 松沢俊介

(第1号様式)

令和8年1月20日

函南町教育委員会
教育長 久保田 浩子 様

申請者

住 所 函南町上沢 [REDACTED]
函南町文化協会
氏 名 会長 佐藤 泰博
(連絡先) [REDACTED]



下記のとおり事業を開催しますので函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	函南町文化協会主催 第2回 「函南 “フラフェスタ &日舞さくらの会”」		
期 日	令和8年5月24日(日) 11:00~16:00		
会 場	函南町文化センター 多目的ホール		
主催者	団体名	函南町文化協会	
	代表者	会長 佐藤 泰博	
	所在地	函南町 [REDACTED]	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援 (予定)	函南町教育委員会 函南町 静岡新聞社・静岡放送 伊豆日日新聞



<p>事業の対象と目的</p>	<p>事業の対象 函南町民と近隣市町民</p> <p>目的</p> <p>(1) 日本伝統の日本舞踊の美しさと楽しさ及び親しみやすく明るいフラダンスを多くの町民に披露し、函南の文化発展に努める。</p> <p>(2) 日本舞踊及びフラダンスを通して町民に「心の和み」「心の安らぎ」を提供し、文化の薫り高い町づくりに貢献する。</p> <p>(3) 合同交流発表会を通して、会員個々の一層のスキル上達と、単位団体相互の親睦を図る。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>函南町文化協会に加盟している日舞4団体とフラダンス6団体が「函南“フラフェスタ&日舞さくらの会”の会」を開催し、明るく健康的な町づくりに寄与する。</p> <p>参加団体名</p> <p>藤菜緒会・藤龍会・八舟会・粹翔流鳳艶会</p> <p>ロコ マイカイ・ロイヤル レファ・クイーンズ フラ メ ケ アロハ プメハナ ローズ・フラハラウ オ ハレプメ ハーラウ フラ オ マカレア</p>		
<p>申請理由</p>	<p>日舞とフラダンスの団体が「函南“フラフェスタ&日舞さくらの会”の会」を開催し、広く町民に披露し、明るく健康的な町づくりに貢献する。そのため函南町教育委員会のご後援をいただき町民に一層の情報提供を図りたい。</p>		
<p>入場料</p>	<p>有 料</p> <p><input type="checkbox"/> 無 料</p>	<p>有料の場合の金額</p>	<p>円</p>

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

事業計画書

令和7年12月1日

函南“フラフェスタ&日舞さくらの会”
実行委員長 藤間 之菜緒

1. 事業

函南町文化協会主催 第2回 函南“フラフェスタ&日舞さくらの会”（令和8年度）

2. 事業概要

函南町文化協会に加盟している日舞4団体とフラダンス6団体が「函南“フラフェスタ&日舞さくらの会”の会」を開催し、明るく健康的な町づくりに寄与する。

3. 事業の対象

函南町民と近隣市町民

4. 目的

- (1) 日本伝統の日本舞踊の美しさ楽しさ及び親しみやすく明るいフラダンスを多くの町民に披露し、函南の文化発展に努める。
- (2) 日本舞踊及びフラダンスを通して町民に「心の和み」「心の安らぎ」を提供し、文化の薫り高い町づくりに貢献する。
- (3) 合同交流発表会を通して、会員個々の一層のスキル上達と、単位団体相互の親睦を図る。

5. 開催日時

2026年5月24日（日）11:00～16:00

6. 会場

函南町文化センター 多目的ホール

7. 出演団体

日舞	藤菜緒会 藤龍会 八舟会 粹翔流鳳艶会
フラダンス	ロコ マイカイ ロイヤル レファ クイーンズ フラ メケ アロハ プメハナ ローズ フラハラウ オハレプメ ハーラウ フラ オマカレア

8. 入場料

無料

9. 主催

函南町文化協会

10. 後援

函南町、函南町教育委員会、静岡新聞社・静岡放送、伊豆日日新聞

函南フラフェスタ & 日舞さくらの会

第1部 函南フラフェスタ

プログラム

オープニング(開会の言葉) 堀場澄子 実行委員一同

- 1 クウホア ハーラク フラ オ マカシ
- 2 プアレイ アロハ フラ オ ナニアロハ
- 3 クウレオ アロハ オイヤルリア
- 4 星降る街角 クイーンズ フラ
- 5 ナーブア ラウ マエバ フラハラウ オ ハレブメ
- 6 メリア オコマイカイ
- 7 クウパルシ ラウハウ メケ アロハ プメハナ ローズ

★ ゲスト演奏 シトラス・ベリー(バンド)

- 8 プア アアリイ フラ オ ナニアロハ
- 9 ノヒリエ オイヤルリア
- 10 エピリマイ ハーラク フラ オ マカシ
- 11 レイピカケ クイーンズ フラ
- 12 瑠璃色の地球 オコマイカイ
- 13 キパフシ フラハラウ オ ハレブメ
- 14 プアアヒヒ メケ アロハ プメハナ ローズ
- 15 ヴァイメア イカライ ハーラク フラ オ マカシ

入場
無料

2025年6月15日(日)

会場 函南町文化センター 多目的ホール

開場 12:30 開演 13:00

第二部 日舞さくらの会

番組

長唄 松の緑	八舟会	坂東紀舟
さくらさくら	藤龍会	渡邊 青 (三才)
長唄 歌舞伎踊り	藤龍会	渡邊愛希 (小二)
		渡邊 真 (小二)
小唄 菊づくし	八舟会	鈴木友真 (小六)
		大城まほろ (小六)
長唄 槍 奴	藤龍会	渡邊穂奈美 (小四)
川の流れるように	藤菜緒会	相原正弘
小唄 白扇の	藤龍会	杉本久代
白雲の城	藤龍会	戸澤慶子

【八舟会三味線演奏】

紅葉の橋

小川ひろみ

木遣りくずし

宮内幸子

柳の雨

坂東紀舟

(三味線)

藤本富音八

藤本玉富音

藤本紫舟

二藤暢太

藤本彩舟

網島富士子

米谷満舟

(尺八)

大和楽 あやめ

藤菜緒会 藤間之菜緒

武内杏史

(高二)

武内彩弥

(中三)

俗曲 粹

八舟会

坂東 舟

常磐津 紅売り

藤龍会

藤間伊世龍

◆閉会の言葉

藤間伊世龍

(第1号様式)

令和 8年 / 月 23日

函南町教育委員会 教育長 様

住 所 静岡市葵区春日 [REDACTED]
氏 名 第63回静岡県母親大会実行委員会
実行委員長 粕谷 たか子 [REDACTED]
(連絡先) 054- [REDACTED]

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第63回静岡県母親大会 in 静岡		
期 日	令和8年7月12日(日) 10:00~15:45		
会 場	静岡県コンベンションアーツセンター グランシップ		
主催者	団体名	第63回静岡県母親大会実行委員会	
	代表者	実行委員長 粕谷 たか子	
	所在地	静岡市葵区春日 [REDACTED]	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無	共 催	なし
	(有りの 場合はそ の名称)	後 援	静岡市・同各教育委員会をはじめ県内各市町及び同教育委員会、県内マスコミ各社(申請中)



<p>事業の対象 と 目 的</p>	<p>一般市民を対象。 「生命を生みだす母親は 生命を育て 生命を守ることをのぞみます」のスローガンのもと、子どもたちをはじめ、すべての人が安心して豊かに暮らせる平和な社会を作ろうと、草の根の市民が集い、学びあう場として毎年集会を開催しています。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>午前は 10:00~12:00 まで分科会、午後は 13:30~15:45 まで全体会を行います。</p> <p>分科会は、食の安全・教育・医療・介護・ジェンダー平等・平和などのテーマで学習し交流します。</p> <p>全体会の主な内容は、講談師 神田香織さんによる「悲しみを勇気に変えて 講談『はだしのゲン』を語り続ける」と題した記念講演と各地・各分野からの活動報告です。</p>		
<p>申請理由</p>	<p>多くの市民の方々に内容を知らせ、参加を呼びかけたいためです。</p> <p>営利目的ではなく、女性をはじめすべての市民の社会活動への参画・生涯学習のための取り組みと考えています。</p>		
<p>入場料</p>	<p>有 料 ・ 無 料</p>	<p>有料の場合の金額</p>	<p>一般 1000 円 40 代以下 500 円</p>

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

第 63 回静岡県母親大会開催要綱

1 開催趣旨

母親大会は、1954 年にアメリカがビキニ環礁で行った水爆実験で、焼津のマグロ漁船「第五福竜丸」など多くの漁船が核の被害を受けたことをきっかけに、「核戦争の危機から子どもの命を守ろう」との多くの母親たちの声から始まりました。

以来、「生命を生み出す母親は 生命を育て 生命を守ることをのぞみます」のスローガンのもと、すべての人が安心して豊かに暮らせる平和な社会を作ろうと、草の根の市民が集い、学びあう場として毎年大会を積み重ねています。

2 主 催 第 63 回静岡県母親大会実行委員会

3 開催日時と会場

日時：7月12日(日)10:00～15:45

会場：静岡県コンベンションアーツセンター グランシップ

4 内 容

【分科会】10:00～12:00 於グランシップ会議室

食の安全・教育・医療・介護・ジェンダー平等・平和など10のテーマで学習し交流します。

【全体会】13:30～15:45 於グランシップ中ホール

*オンライン併用(希望する個人)

○記念講演

「悲しみを勇気に変えて 講談『はだしのゲン』を語り続ける」

講師：神田 香織さん(講談師)

○各地・各分野からの報告

5 参加目標人数 1,300人

6 参加券 一般1,000円 40代以下500円 大学生以下・障がい者無料

7 後 援 県内各市町・同教育委員会、県内マスコミ各社(申請中)

8 その他 後援いただいた自治体名などを掲載したチラシは、4月初旬に発行します。

第63回静岡県母親大会収支予算書
(会計期間 2025年11月22日～2026年9月30日)

1 収入 (単位円)

項目	予算	摘要
参加協力券	1,175,000	1,000×1,150人 500×50人
協力分担金	500,000	団体、個人等
広告料	1,020,000	しおり掲載分(個人、団体)
合計	2,695,000	

2 支出 (単位円)

項目	予算	摘要
企画設営費	750,000	当日資料印刷代、会場使用料、会場設営費
講師料	350,000	記念講演講師・分科会助言者謝礼、同交通費
広報費	395,000	チラシ印刷代
通信費	135,000	電話・郵便・宅急便代
会議費	55,000	会議室利用料
交通費	490,000	実行委員等交通費
事務費	320,000	消耗品・印刷代
記録集	150,000	記録集印刷代
予備費	50,000	大会保険料他
合計	2,695,000	

(第1号様式)

令和8年1月29日

函南町教育長 様

住 所 三島市一番町2-29

申請者

氏 名 (一社)三島田方法人会

会長 平井敏雄 

(連絡先) 055-975-4845

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第15回税に関する絵はがきコンクール		
期 日	令和8年7月1日(水)~令和8年9月30日(水) (応募期間)		
会 場	法人会事務局		
主催者	団体名	一般社団法人三島田方法人会女性部会	
	代表者	村上 てる子	
	所在地	三島市一番町2-29	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	<input checked="" type="checkbox"/> ・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	国税庁・函南町・三島市・伊豆の国市・伊豆市 三島市教育委員会・伊豆の国市教育委員会・ 伊豆市教育委員会

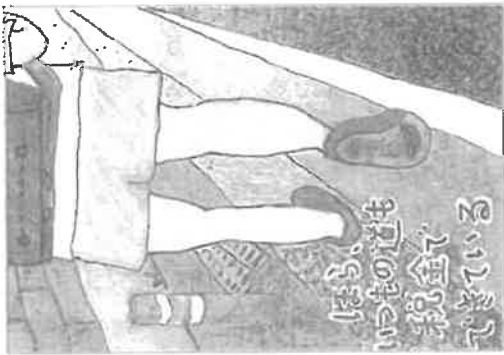
裏面があります。



<p>事業の対象 と 目 的</p>	<p>対象：小学5．6年生 目的：目的：税金は毎日の生活のなかで、どのように役立っているかを理解し、関心を深めていただく</p>		
<p>事業内容</p>	<p>税に関する絵を所定の用紙に描き、応募いただく。 応募いただいた作品の中から審査会にて入賞作品を選考し、表彰をする。 会長賞に選ばれた作品は静岡県法人会連合会へ出展し、優秀な作品は全国法人会総連合へ出展。</p>		
<p>申請理由</p>	<p>当会は税知識の普及と納税意識の高揚を指針に掲げているなか、将来の納税者となる小学生への租税教育の一環として当事業を展開してゆきたい為。</p>		
<p>入場料</p>	<p>有 料 ・ <input type="checkbox"/> 無 料</p>	<p>有料の場合の金額</p>	<p>円</p>

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。



静岡県知事賞

長南



県連会長賞



静岡



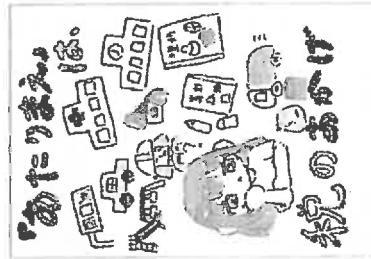
女連協会会長賞



浜松東

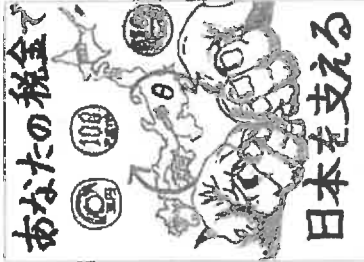


清水

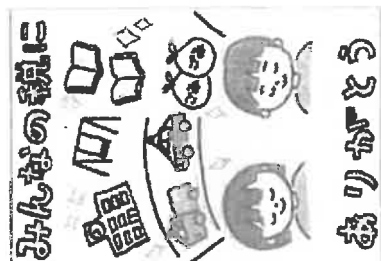


浜松西

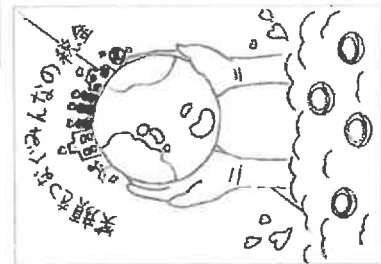
豊田



澁川



静岡伊東



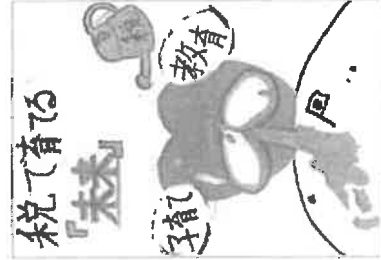
沼津



島田



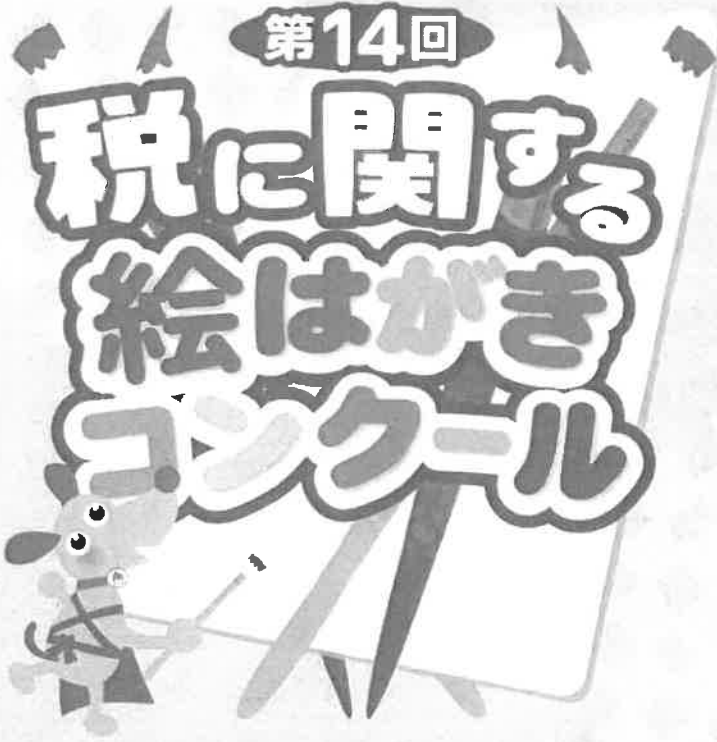
三島田方



藤枝



伊豆下田



税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。

作品募集要項

- ① テーマ**
税に関する絵（税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など）であれば何でも構いません。
- ② 応募資格** 小学5、6年生対象です。
- ③ 応募点数** 児童1人につき1点とします。
- ④ 応募締切** 令和7年9月30日(火)
- ⑤ 応募方法および応募先**
付属の「専用はがき」または「官製はがき」に氏名等の必要事項および税に関する絵を描いてご応募下さい。なお、官製はがきの場合、必要事項をはがき表面に記入して下さい。また、描画素材は問いません。文字や標語などの描き入れも可とします。（ただし、パソコンによる作成は不可とします。）

応募先・お問い合わせ先

〒411-0036 三島市一番町2-29 三島商工会議所3F
一般社団法人 **三島田方法人会** TEL.055-975-4845

⑥ 審査 全ての応募作品を複数の審査員により公正に審査を行い選定いたします。

⑦ 表彰・発表

審査結果（入選作品）は当会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人または学校に通知致します。なお、会長賞作品につきましては公益財団法人全国法人会総連合が実施するコンクールに出展します。
※応募者全員に参加賞があります。

⑧ 注意事項

- ① 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。
- ② 応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ③ 応募作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。
- ④ 応募者の個人情報が入選者等への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。
- ⑤ 応募作品は、未発表のオリジナル作品に限ります。なお、他の作品を類似したと認められる作品は、入賞決定後であっても取り消す場合があります。

〈主催〉一般社団法人 **三島田方法人会** 女性部会
公益財団法人 **全国法人会総連合**

〈後援〉国税庁／三島市／伊豆市／伊豆の国市／函南町／三島市教育委員会／伊豆市教育委員会／伊豆の国市教育委員会／函南町教育委員会

法人会とは

税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や税の啓発・租税教育活動を積極的にすすめる約70万社の団体です。また、会員の研さんを支援する各種の研修会やボランティアなど地域に密着した活動を行い地域社会のお役に立っています。

健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。



料金受取人払郵便
三島郵便局
承認
1751

郵便はがき

411-8790

751

差出有効期限
2026年4月
30日まで

(受取人)三島市一番町2番29号
三島商工会議所会館3階

一般社団法人 **三島田方法人会**
「税に関する絵はがきコンクール」係



小学校名	町立	小学校	年
学 年	市		
住 所	〒	-	
電話番号 (市外局番から)	-	-	
(フリガナ)			
氏 名			

第13回 税に関する絵はがきコンクール

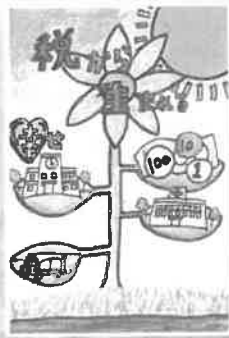
入選作品



会長賞
三島市立北小学校 6年 中西 夏穂



三島税務署長賞
大正小学校 6年 松尾 彩海



女性協会会長賞
長崎南小学校 6年 和田 莉夢



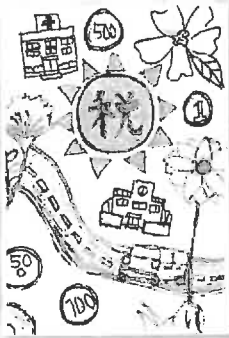
三島税務署推進協議会長賞
佐藤小学校 6年 田村 若愛



三島市長賞
鹿島小学校 5年 藤巻 結希



伊豆の国市長賞
豊岡南小学校 5年 風間 聖梨



伊豆市長賞
中伊豆小学校 5年 佐藤 澄



函南町長賞
御前立立小学校 6年 竹内 美来

わたし ぜいきん つう たが ささ あ
私たちは税金を通じて、お互いに支え合っています。
 じぶん みらい ぜいきん しら かんが
自分たちの未来のためにも、税金について調べ、考えてみましょう。



税金って何？

みなさんも自分の“おこづかい”でお買い物をしたときに、商品代と一緒に「消費税」を払っています。
 税金は「みんなに役立つこと」や「社会で助け合う活動」に使われています。

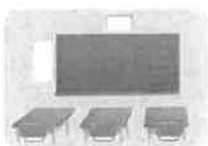
つまり、みんなで社会を支えるために集められる「会費」と言えます。
 その他に身近な暮らしの中にもいろいろな税金があります。



税金はどんなことに使われているの？

みなさんに一番身近な“学校”では、校舎を建てたり改修するためや、毎日使っている教科書や机・イス・体育用具・パソコン・実験器具の購入などに使われています。

これだけでなく、みなさんが安全で楽しく遊べるように公園の整備、毎日の登下校が安全にできるために道路の整備、安全な暮らしのため警察や消防の活動など、税金は私たちが暮らしやすい環境を作るために、様々なところで役立っているのです。



(第1号様式)

2026年2月3日

函南町教育委員会

住 所 〒410-0875 沼津市今沢 460-42

申請者沼津市立高マンドリンクラブ OB会

氏 名 齋藤三佐江

(連絡先)

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	沼津市立高マンドリンクラブ OB会		
期 日	2026年6月7日 13時開演		
会 場	沼津市民文化センター 小ホール		
主催者	団体名	沼津市立高マンドリンクラブ OB会	
	代表者	齋藤三佐江	
	住 所	〒410-0875 沼津市今沢 460-42	
共催又は 後援団体	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	沼津市、沼津市教育委員会 伊豆の国市、三島市、三島市教育委員会



<p>事業の対象 と 目的</p>	<p>県東部地区にお住いの幅広い層の方々に、マンドリン演奏をお届けすることにより、地域の文化振興と青少年の育成を図ることを目的とする。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>第一部 【命をテーマに】 いのちの歌 さとうきび畑 Yell ハナミズキ 亜麻色の髪の乙女 第二部 【映画音楽】 オブビリオン 美女と野獣 ニューシ ネパラダイス さよならの夏 もののけ姫 タイムセイ グッバイ</p>		
<p>申請理由</p>	<p>昨年度も実施した際にも開催地だけでなく、近隣市町からの来場者が多かったため、近隣市町の後援をいただき、さらなる事業周知、観客の集客を図りたいため。また、演奏会開催にあたり、沼津市、函南町内の公共施設で広く住民に向けて広報活動を展開するため。</p>		
<p>入場料</p>	<p>有 料 ・ <u>無 料</u></p>	<p>有料の場合の金額</p>	<p>円</p>

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

沼津市立高マンドリンクラブOB会 会則

第1条

本会は、沼津市立高マンドリンクラブOB会 と称する。

第2条 事務局所在地

本会の事務局は 沼津市今沢460-42とする。

第3条 目的

本会は 県東部地区にお住いの幅広い層の方々に、マンドリン演奏をお届けすることにより、地域の文化振興と青少年の育成を図ることを目的とする。

第4条 事業

事業は下記について実施する。

1. 年一回、沼津文化センターで定期演奏会を行うことを目的とする。また随時、演奏会の依頼があれば参加するものとする。
2. 演奏会のために、月2回以上、演奏者全員が集まって、練習をする

第5条 運営

沼津市立高マンドリンクラブOBの会員は、演奏会参加費として、10,000円 賛助会員の方は4,000円を徴収し運営の費用にあてる。

第6条 会員の資格及び会費について

1. 当会の会員資格は、沼津市立高マンドリンクラブOB、また当会の趣旨に賛同し、演奏会に参加してもらえらる賛助会員によって成り立っている。
2. 入会金は取らず、参加費としてOBは10,000円、賛助会員は4,000円となっている。

第7条 入会

入会を希望する者は趣旨に賛同し、必要事項を登録し、参加費を支払った者を会員とする。

第8条 退会

退会を希望する者は、会長に届け出をする。なお団体所有の資産について持ち分を放棄し、分割請求、及び清算は行わないものとする。

第9条 役員会

本会に役員会を置く。役員会は会の運営方針、及び事業の決定を行う。

第10条 役員の構成

会長 1名
副会長 1名
会計 1名
監事 1名

第11条 役員の選任

役員（会長 副会長）は会員の互選で選任する。

第12条 役員の職務及び任期

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3. 任期は2年とし、再任を防げない。

第13条 会の構成及び議決について

1. 本会の会議は 練習の後に事案があれば役員会を開き、事業報告及び会計報告は 年一回定期演奏会の後に行うものとする。

2. 議決権は一人1票とし、2分の1以上の賛成をもって議決するものとする。

第14条 事業年度は毎年7月1日に始まり、翌年の6月30日に終わる。

第15条 会則の変更

会則の変更は役員会で決定する。

第16条 その他

会則で定めるほか必要な事項は役員会で決定する。

(附則)

本会則は令和7年7月1日から実施する。

(設立年月日) 2024年4月30日

沼津市立高マンドリンクラブOB会

役員名簿

会長 齋藤三佐江

副会長 小林賀代子

会計 古根村文子

監事 杉山公康

沼津市立高校マンドリンOB会 第1回定期演奏会 収支報告書

〈収入〉

2025/6/30

項 目	単 価	数 量	金 額	備 考
OB 会 費	10,000	14	140,000	
賛 助 会 費	4,000	12	48,000	
ご 祝 儀		5	45,000	
合 計			233,000	

〈支出〉

項 目	金 額	備 考
切手代、ハガキ代	4,901	郵便局13件
宅配	560	ヤマト運輸
コピー代	7,290	セブンイレブン他23件
城井さん手土産	2,307	レインボーカウンティ、久世福商店
パート譜面購入	5,472	青山理恵
親睦会飲み物	415	クリエイト
芸術祭参加費	300	中島分
ポスター、チラシ他	24,575	ラクスル
文化センター使用料	73,410	前金 17,800 当日分 55,610
お弁当、お茶	18,598	愛鷹弁当、ラコアンドエース
文具他	5,878	ダイソー他
お礼	10,000	荻野さん
駐車場代	200	文化センター打合せ (5/12)
花代	10,000	(株)北小路生花 (城井さんへ)
打上げ会費	5,000	海人
DVD	8,000	ご祝儀いただいた方へ5枚+清水、土屋、峯田
写真代	901	
合 計	177,807	

〈収支決算〉

収入		支出		
233,000	-	177,807	=	55,193

沼津市立高マンドリンクラブOB

第一回 定期演奏会



指揮 沼津市立高マンドリン
クラブOB 13期指揮者
渡邊雅比呂



司会
沼津市立高OB
峯田隆



<第一部>

あずき2号、糸、
木綿のハンカチーフ 他

<第二部> ギターアンサンブル

オーシャンゼリゼ
大きな古時計、花

<第三部>

スハニッシュセレナーデ
ラ・スハニヨラ
(フラメンコ舞踊と共に)
他

2025

6/8(日)

開場 | 12:30 開演 | 13:00

沼津市民文化センター 小ホール



二葉フラメンコ舞踊教室
城井 二葉
(市立高OB)

入場無料

主宰

沼津市立高マンドリンクラブOB お問い合わせ TEL 055-966-4915 齋藤

後援

沼津市、沼津市教育委員会、三島市、三島市教育委員会、伊豆市、函南町教育委員会

58



(第1号様式)

令和8年2月6日

函南町教育委員会
教育長 様

住所 函南町 [REDACTED]

申請者

氏名 齊藤節子 (連絡先) [REDACTED] 

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第22回マントリン定期演奏会		
期日	令和8年10月12日(月)		
会場	三島市民文化会館 ゆうゆうホール		
主催者	団体名	三島マントリン・ドルチェ	
	代表者	西 啓行	
	所在地	三島市 [REDACTED]	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	①・無 (有りの 場合はそ の名称)	共催	なし
		後援	三島市 三島市教育委員会 沼津市 沼津市教育委員会 熱海市 熱海市教育委員会 長泉町 教育委員会

裏面があります。



<p>事業の対象と目的</p>	<p>・東部地区を中心とした33名から成るグループです。 ・2000年に結成され定期演奏会1年22回を迎えます。 ・その他地域の行事に参加したり、訪問演奏等の活動もしています。</p> <p>・マンドリンの音色演奏を多くの方に知ってもらい マンドリンの魅力を広めたい</p>				
<p>事業内容</p>	<p>第22回定期演奏会</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>1部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Dear Dolce ・小さな空 ・マントンの宝石 ・Simple Symphony ・スペイン舞曲第1番 </td> <td style="width: 50%;"> <p>2部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンドリンの詩 (1憧れ 2星の瞬き 3想い出 4祭) ・やぶめまつり ・虹龍山嶺 他 </td> </tr> </table>			<p>1部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Dear Dolce ・小さな空 ・マントンの宝石 ・Simple Symphony ・スペイン舞曲第1番 	<p>2部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンドリンの詩 (1憧れ 2星の瞬き 3想い出 4祭) ・やぶめまつり ・虹龍山嶺 他
<p>1部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Dear Dolce ・小さな空 ・マントンの宝石 ・Simple Symphony ・スペイン舞曲第1番 	<p>2部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンドリンの詩 (1憧れ 2星の瞬き 3想い出 4祭) ・やぶめまつり ・虹龍山嶺 他 				
<p>申請理由</p>	<p>・毎年函南町からも多くの方が聴きに来て下さり マンドリン演奏を楽しんでいただいております</p> <p>・1年間の練習の成果の発表の場として</p>				
<p>入場料</p>	<p>有 料 ・ <u>無 料</u></p>	<p>有料の場合の金額</p>	<p>円</p>		

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

マンドリン コンサート

三島 マンドリーノ ドルチェ
第21回 定期演奏会

11 / 23 (日) 13:00 開場
13:30 開演

長泉町文化センター
ベルフォーレ (入場無料)

プログラム

一部：

トリプティーク 第一楽章
ザールラントのツプフ音楽
君が欲しい
美しく青きドナウ

二部：

ボギー大佐
アンダンテカンタービレ
ガブリエルのオーボエ
「べらぼう」のテーマ
マンドリンオーケストラ
の為の「虹色の情景」



駐車場に限りがあります
公共交通機関を
ご利用ください

後援：三島市

沼津市

長泉町教育委員会

三島市教育委員会

沼津市教育委員会

函南町教育委員会

連絡先 055-987-2341 小坂



令和8年度 函南町教育委員会 開催予定日 (案)

R8.2.25.版

開会日	議案名 提出期限	告示日	議案 提出期限	会議名	内容	会場
4月28日 (火) 13時10分～	4月21日 (火)	4月22日 (水)	4月24日 (金)	定例教育委員会		教育委員会室
5月26日 (火) 13時10分～	5月19日 (火)	5月20日 (水)	5月22日 (金)	定例教育委員会		教育委員会室
6月23日 (火) 14時00分～	6月16日 (火)	6月17日 (水)	6月19日 (金)	定例教育委員会	午前:伊豆中学校視察 午後:定例教育委員会	教育委員会室
7月15日 (水) 13時10分～	7月8日 (水)	7月9日 (木)	7月13日 (月)	定例教育委員会	午前:学校等教育施設訪問 午後:定例教育委員会	教育委員会室
8月28日 (金) 9時00分～	8月21日 (金)	8月24日 (月)	8月26日 (水)	定例教育委員会	午前:定例教育委員会 午後:総合教育会会(13:10)	教育委員会室 大会議室
9月30日 (水) 13時10分～	9月23日 (水)	9月24日 (木)	9月28日 (月)	定例教育委員会	午前:学校等教育施設訪問 午後:定例教育委員会	教育委員会室
10月29日 (木) 13時10分～	10月22日 (木)	10月23日 (金)	10月27日 (火)	定例教育委員会	午前:学校等教育施設訪問 午後:定例教育委員会	教育委員会室
11月26日 (木) 13時10分～	11月19日 (木)	11月20日 (金)	11月24日 (火)	定例教育委員会	午前:学校等教育施設訪問 午後:定例教育委員会	教育委員会室
12月22日 (火) 13時10分～	12月15日 (火)	12月16日 (水)	12月18日 (金)	定例教育委員会		教育委員会室
1月26日 (火) 9時00分～	1月19日 (火)	1月20日 (水)	1月22日 (金)	定例教育委員会	午前:定例教育委員会 午後:教育奨励賞授与式(15:00)	教育委員会室 大会議室
2月22日 (月) 13時10分～	2月15日 (月)	2月16日 (火)	2月18日 (木)	定例教育委員会		教育委員会室
3月25日 (木) 9時00分～	3月18日 (木)	3月19日 (金)	3月23日 (火)	定例教育委員会	午前:定例教育委員会 午後:総合教育会会(13:10)	教育委員会室 大会議室

	令和8年度 函南町教育委員会定例学校等訪問 実施計画書	
--	--	--

1 実施目的

教育の中心である児童・生徒・園児たちが学ぶ学校や園、また生涯にわたり学びを支える社会教育施設等を教育委員会が自ら訪問し、教育現場の現状を、教員、児童生徒、保護者等と同様の目線で視察することで、今後の町の教育行政に役立てることを目的とする。

2 参加委員等

(1) 教育委員会(5名)

久保田浩子教育長、渡邊博文委員、小永井博之委員、林千枝委員、長澤幸委員

(2) 事務局(3名)

教育次長、学校教育課長、学校教育課課長補佐

計8名

3 視察ポイント

- (1) 園、学校経営書に即した運営状況、安全対策状況、児童生徒の様子
- (2) 学校等施設の整備状況（安全対策含む）
- (3) 社会教育施設の利用状況及び整備状況（安全対策含む）

4 実施日程・視察内容

- (1) 実施日程及び視察の内容は、別紙日程・視察内容一覧のとおり。

※定例教育委員会開催日と同日に実施する。

- (2) 移動方法については、庁用車（ハイエース1台）を利用する。
- (3) 各日程における教育委員会の昼食は、原則、学校給食を試食する。

函南小・丹那小・・・東京ケータリング(株)

東小・函南中・・・(株)レクトン

桑村小・東中・・・(株)サンユー

西小・・・フジ産業(株)

※給食費は実費とし、当日学校に支払いますので、5月の定例教育委員会でまとめて集金をさせていただきます。(355円/一食 4回分 1,420円)

5 その他

- (1) 各学校の経営書は、委員に事前配布します。
- (2) 当日は、学校長及び施設担当者から案内や説明を受ける予定ですが、都合により代理者（教頭、主任教諭など）が対応する場合があります。
- (3) 学校等の施設運営に支障のない範囲で実施するものとし、委員に対して特段の準備、接遇は不要とします。

令和8年度 函南町教育委員会定例学校等訪問 日程・視察内容一覧

2026/2/25版

No.	6月23日(火)	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	9:00	出発前日程等確認
1	伊豆中学校(給食試食)	10:00~12:00	視察研修、給食試食(12:00~12:30)

No.	7月15日(水)	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	8:40	出発前日程等確認
1	丹那小学校	9:00~10:00	学校運営状況等
2	丹那幼稚園	10:05~10:45	園運営状況等
3	東小学校(給食試食)	11:00~12:00	学校運営状況等、給食試食(12:00~12:30)

No.	9月30日(水)	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	9:00	出発前日程等確認
1	東中学校	9:10~10:00	学校運営状況等
2	春光幼稚園	10:10~10:50	園運営状況等
3	函南中学校(給食試食)	11:00~12:00	学校運営状況等、給食試食(12:00~12:30)

No.	10月29日(木)	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	8:50	出発前日程等確認
1	西小学校	9:00~10:00	学校運営状況等
2	文化財整理室	10:05~10:45	文化財の管理状況、今後の予定等
3	函南小学校(給食試食)	11:00~12:00	学校運営状況等、給食試食(12:00~12:30)

No.	11月26日(木)	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	9:00	出発前日程等確認
1	西部保育園	9:10~9:50	園運営状況等
2	二葉こども園	10:10~10:50	園運営状況等
3	桑村小学校(給食試食)	11:00~12:00	学校運営状況等、給食試食(12:00~12:30)

◎幼稚園・保育園については、原則、隔年で訪問することとする。



函学第 79 号
令和 8 年 2 月 19 日

(総合教育会議構成員)
函南町教育委員 各位

函南町長 仁科 喜世志

令和 7 年度 第 2 回函南町総合教育会議の開催について (通知)

下記のとおり函南町総合教育会議を開催しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時 令和 8 年 3 月 18 日 (水) 午後 1 時 10 分から

2 場 所 函南町役場 2 階 大会議室

3 議 事

- (1) 学校給食費の抜本的な負担軽減 (給食費無償化) について
- (2) 中学校部活動の地域連携に向けた取組の進捗状況について
- (3) 報告事項について

ア 学校における生成 AI の利活用ガイドラインについて

イ 「函南町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について

問合せ先

函南町教育委員会 岩谷・杉村

電話番号 055-979-8121